

▼日程第1 一般質問

〔今泉藤一郎議長〕 日程第1 これより、前日に引き続き、一般質問を行います。2番議員 岩尾匡君。

〔2番 岩尾匡君〕 前日に引き続き、ご苦労様でございます。ただ今、議長の許可を得ましたので、2番 岩尾、一般質問を開始いたします。本日の質問は大項目で、有田町の公共施設総合管理計画の今後。2番目に学校再編ということで。2項の大項目に分けて質問をさせていただきます。まず、早速ですが、第1点、財務、財政の面でいわゆる税収ですとか、交付金、その他、歳入に係るものと両輪である公共施設の管理についてということで。よく、この公共施設管理計画の資料は参考にさせていただいているわけですが、令和6年に改定になりますて、中身が令和4年から数値が動かない状態でいただいているということで、その後の動き、その他含めまして詳しくお尋ねしようかと思いますが。6年の改定の時期に令和4年の情報で止まっておりましたので、この理由については、財政課長の方に、この時期のルールがあるとかそういうことでしたので、ここでは申しませんが、令和4年までの公共施設管理の状況と、その後、令和6年改定されるまでの管理計画、そこまでの優先的な取り組みと課題について、まずここまで担当課長にお尋ねしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 財政課長。

〔鷲尾財政課長〕 お答えいたします。平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画については、人口や財政状況、施設の保有量等の時点修正を行い、令和6年2月に見直しを行っておられます。昨年ですね、1年前の9月議会においてもですね、ご質問を受けましたけれども、その進捗状況についてですね、その時に答弁をしております。答弁した内容についてはですね、本計画の期間は、平成28年度から令和17年度までの20年間の計画であるということです。現在の有田町が所有する公共施設の町民一人当たりの延べ床面積は5.3m²ですが、全国平均の3.4m²に比べ有田町は高い水準となっていると。一人当たりの延べ床面積を全国平均値以内にするためには約36%を縮減する必要があるということです。約36%を短期間で削減することはですね非常に難しいため、公共施設の建て替えの更新の周期である60年間で実施するとした場合、まずは20年間で約12%を縮減する目標を立てています。これまでクリーンセンター、西公民館、東出張所、赤坂体育館など11施設を除却、くわこば保育園の民営化などを行ってきております。令和4年度までの7年間で延べ床面積の縮減率は6.3%となっており、計画通りに今進んでいると。今後は学校施設の適正規模適正配置をはじめ、消防団格納庫の適正配置、町営住宅

の段階的な用途廃止、老朽化している生涯学習センターの在り方の検討を進めていくというような、概ね以上のような内容で答弁をしているところでございます。その後の進捗状況ですけども令和5年度から6年度についてはですね、延べ床面積が大きく縮減されるような施設の除却はあっておりません。逆にリサイクルプラザ剪定枝草類処理施設を新設したことで延べ床面積は増加をしているということです。そのため、平成28年度から令和6年度までの9年間では延べ床面積の縮減率は5.5%と下がっております。以上が現状となっております。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。面積で表示されるので、現在、全国平均からすると有田町が1.6倍ぐらいになりますね。非常に分子が大きいですので、60年換算のうちの最初の20年のこととを今説明いただいたかと思います。普通に36%を3等分して12%うち今9年ほど経っているので5.5%というのは数値的に言うとですね、比較的計画通りにいっているということでありました。また、整理除却の後、新設の施設ができたりですね、なかなかバランスのキープが難しいなというふうに思っておりますが、それではこれまでの取り組みと進捗に重ねまして、これから優先的な取り組みと考えられる課題について、引き続き説明をいただきたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕今後の優先的な課題としましては、直近では、中樽町営住宅1、2号棟の用途廃止、解体を計画しております。また、消防団の格納庫の統廃合も順次進めてきております。そしてですね、中学校の統合に向けたですね、取り組みについては、現時点では令和13年4月の開校に向けて進めていくことに来ている状況です。課題についてはですね、公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、施設の統廃合に向けた財源の確保、公共施設の廃止に伴う住民サービスの低下への対応などがありますが、さらにですね予想を上回るペースで人口減少が急激に進んでいるということも大きな課題ではないかと思います。20年間で約12%の縮減を目標にしておりますけれども、今後の人口減少を踏まえると目標値以上の割合で縮減していく必要があるのではないかというふうに考えております。

〔2番 岩尾匡君〕12%を上回る計画が必要だということで、これルールで言うと、令和17年までに12%以上の削減を努力する必要があるということだと思います。例えば今おっしゃった、消防施設、これ行政系の施設ですが、結構昭和時代のが多いみたいですね。昭和40年代のもあったようあります。今、昭和100年でありますから相当古いということ。後はですね、15項目ぐらいの施設の種類、産業系施設ですか、行政系施設、教育系施設と、項目がたくさん

んあるところでございます。わかる範囲で結構ですけどね、学校施設が一番課題になるかと思いますが、一番人が集う体育館の使用状況とかいうことでもし覚えておられたら年間1万5,000人程使っておられるようですけれど、令和4年の資料では。この辺についてなにか今後大規模改修とか長寿命化という、近々、例えば、令和17年ぐらいまでに計画なんかありますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕今、ご質問に出ました公共施設にはいろんな種類の施設がありますけども、その中で今議員から出ました体育館については、大きな体育館として、泉山体育館、文化体育館、体育センター3つがあるわけでございます。こちらはですね、まず、泉山体育館が、泉山体育館、文化体育館、体育センター3つありますけども、こちらの利用者等については比較的ここ数年もですね同程度が微増をしているという状況です。また、こちらにかかるコスト等もですね、やはり大規模な修繕を年度によってはしている時もありますけども、維持管理費ということであれば少しづつ上がってきているという状況にあるかなと思います。今のところ3つの体育館で改修ということであればですね、屋根の改修とか、あと、フロアの改修とかを数年前に文化体育館や泉山体育館では行っております。また今後ですね、冷房施設というかですね、そういう話も出ておりますので、その辺りも町としては検討する必要があるのかなというふうには考えております。当面はですね、この3つの体育館はですね、長寿命化というか、維持管理を図りながら使用を続けていきたいというふうには思っております。ただですね、将来的には3分の1程度は縮減する必要があるということで、3つある体育館が例えば将来的には2つになるとかですね、そういうことも近い将来じゃないですけども、遠い将来はそういうことも考えられるんじゃないかなというふうには思ってます。

〔2番 岩尾匡君〕どうもありがとうございます。ちょっと体育館挟みましたが、その前に説明いただいた今後の優先的課題ということで、期限とか実施計画、少々具体化したものがありましたら続けて説明いただきたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕財政課長。

〔鷲尾財政課長〕先程ですね、優先的な取り組みということで、町営住宅と消防団の格納庫、中学校、この3つを出しましたけども。まずは中樽町営住宅1、2号棟については、今議会に解体工事設計業務委託料を上程をしており、可決いただければですね、令和8年度に1、2号棟は解体工事を実施したいというふうに考えております。また、消防団格納庫については、現在29箇所ある

格納庫を将来的に18箇所にする予定で統廃合を進めているという状況です。中学校の統合に向けた取り組みについては、今年度に基本構想基本計画策定業務を実施をしております。その後、令和8年度、9年度で、基本設計、実施設計、令和10年度から12年度にかけて建設工事を行い、令和13年度4月の開校を予定しているという状況です。以上がですね、具体的な現在、具体的な計画があるものになります。そのほかについては具体的な計画はありませんが今後もですね先程申しましたように公共施設を縮減する方向で検討を重ねていきたいというふうに考えているところです。以上です。

[2番 岩尾匡君] 解体除却の課題があつたり、新しい建設があつたりと非常にバランスがとりにくいう状況だというふうに思っております。それでは先程これまでの削減、縮減ですね、された一つの数字的な検証がございましたら。12年後の、あ、20年後の計画と現状の計画、5.5%という数値をいただきましたけども、もうちょっと詳しい数値がありましたらお願ひします。

[今泉藤一郎議長] 財政課長。

[鷲尾財政課長] 繰り返しになるかもしれませんけども、この公共施設総合管理計画等を立てた平成28年度から20年間の計画ということでございますけども、目標が20年間で12%、1年間で計算すると0.6%の縮減ということになります。現在9年間で5.5%になっております。年あたり、こちらも0.6%ということで一応計画の範囲内で進んでいっているという状況です。ただですね、人口が減少しておりますので、当初ですね、町民一人当たり5.3人ということで、5.3人という水準になっておりますけども、現状も5.3人ではありますけども若干人口の減少があったということでその数字はちょっと下がってきている、プラスになっているという状況でですね、この人口減少が続けばなかなかその数字もですね落ちてこないという状況はあるというのが現状でございます。総施設量についてはですね、若干小さい施設は縮減はできておりますけども。やはり大きな施設の除却が無いと数字的には下がっていくのは非常に難しいのかなというふうに感じております。以上です。

[2番 岩尾匡君] ありがとうございます。それでは学校施設のコストがやっぱり占めていくと思うんですけどもね。1番の第2の質問ですが、著しく少子化が進む中での学校施設の今後についてですね、コスト状況わかる範囲で担当課長に説明をいただきたいと思います。

[今泉藤一郎議長] 学校教育課長。

[千代田学校教育課長] お答えをします。まずはコストだけでいいんですかね、利用状況というところまで。

〔2番 岩尾匡君〕状況も重ねて。

〔千代田学校教育課長〕それではまず利用状況につきましては、児童生徒数、小学生と中学生の合計の数ですね、それからコスト状況につきましては各年度の決算額における管理費、光熱水費、工事費、修繕費等から補助金等の歳入を引きまして、それをコストということで説明をさせて頂きます。まず、令和4年度児童生徒数が1,569人、コストが1億1,995万8,000円、令和5年度、生徒数が、児童生徒数が1,547人、コストが9,431万6,000円、令和6年度、児童生徒数が1,512人、コストが9,373万2,000円、令和7年度、児童生徒数が1,474人、コストが1億1,158万8,000円で、7年度につきましては、コストは予算額より算出をしております。近年の状況を見ますと、児童生徒数におきましては、令和4年から7年度までの3ヶ年で95人の減少、コストにつきましては、その年度の工事発注等の関係もございますけども大体1億円前後で推移をしている状況にございます。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。令和4年の分につきまして、私が持っている資料で確認させていただいたんですが、今、説明いただいた中でこの3年で児童数の120、普通に引き算すると122人、減っているということありますし、コスト状況については1億円を中心に推移しているということですが、令和4年だけ若干コストが高いのは、これなんか改修とかなんかされたんでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕令和4年度1億1,900万程かかっておりますけども、これにつきましては、まず、中部小学校の空調工事、西有田中学校の体育館のLED工事等を実施しております関係上、工事費が若干嵩んでいる状況です。

〔2番 岩尾匡君〕これも先程、財政の方にお尋ねしたのと同じく、学校施設で中学校の統廃合の事は既に話題に上がっているところですが、その他の校舎辺りで令和17年度まで大規模改修、その他計画があれば頭の中に入っておればお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕現在予定しているところで、まず、中部小学校の大規模改修を近々行わなければいけないということで、今実施設計等を行っている次第です。ただ、そのほかの学校につきましても皆さんご存じのとおり老朽化が進んでおりますので、改修費といいますか、管理費というのは右肩上がりになっていくのかなということで予想はしております。以上です。

〔2番 岩尾匡君〕それでは将来的な管理コストというのもうお尋ねするまでもなく右肩上がりに

なるだろうということでお尋ねいたしました。基本方針の中にですね、やっぱり施設の管理というの長寿命化を中心に実施をされて対応年数の延長ということが今のところずっと通過して来られた課題のようありました。特に今後の基本方針について早期点検に努めるとか、定期点検を強化するとか、そういうことがありましたら基本、全体の基本方針について、今後基本方針の中に付け加えられることがありましたら説明をお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕やはり学校再編というのを見据えたところでの管理、今後の維持管理が必要ということで、例えば工事、修繕等でもなんとか修繕できるものがあれば修繕という形でいうことをやっていかんといかんのかなということを考えています。

〔2番 岩尾匡君〕ちょっと産業系施設のことちょっと話いいですかね。3月議会でお尋ねしました、これ非常にウエイトが小さいんですけどね、4つぐらいしかない産業系施設の中で棚田館について1回お尋ねを農林課長にしたことあります、これが平成12年からの施設で、ちょっと使用制限が解除されたということで、これまでにない使用方法にプラスシュアップすることができるということと、なかなか町営では運営が難しいし、水道を引くとか非常に予算が絡むところであります、これ町の方で何とかというのは非常に困難だとは思いますが、せっかく使用制限が解除された場所でありますので、その後何か民間の方にでも新しい使い道、発信とかですね、そういうアイデアでもその後ありましたら農林課長でいいのかな、これ。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕農林課よりお答えをします。棚田館の活用については3月議会の方でインフラ整備等かなりコストがかかると、かなり投資が必要ということで、費用対効果を考えれば厳しいというお答えをいたしました。積極的な投げかけは今のところ考えておりませんが、活用したいという声があれば現在保全活動を行っている団体とか、他方面と協議しながらになるのかなと思います。

〔2番 岩尾匡君〕これ特に農政の質問というわけではありませんでしたけどもね、こういった施設の有効利用の呼びかけかなんかに町長辺りはこういう発信系は非常に得意技だと思いますけどもどうでしょうかね。ちょっとウエイトが小さいんですけど。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、農林課長の方から答弁したのが現状ではあります。やはり水道を引いたりとか、コストがものすごくかかるということは課題ではありますが、あそこを、私もよく岳の棚田ご案内

しますが、本当にロケーション最高だということで、興味は持たれますけど、ちょっとやはり水の課題があるというところでちょっと一歩引かれるところはありますが、懲りなく、懲りずにご案内はしていきたいと思っております。

〔2番 岩尾匡君〕捨てるには、見過ごすには、素通りするのには非常にもったいない施設だというふうに思いますので、ぜひ発信に強い町長お願ひいたします。

〔今泉藤一郎議長〕答弁修正等があるということで、財政課長の方から申し出があつておりますので、これを許可いたします。財政課長。

〔鷲尾財政課長〕すみません、先程、私の答弁の中で町民一人当たりの延べ床面積を5. 3 m²というべきところを5. 3人と言ったというところでですね。5. 3 m²です。訂正いたします。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。それでは2番目の学校再編のことの質問にいきたいと思いますが、まず、モニターがですよ、これまでとこれからということで特に教育長にお尋ねしたいと思ったんですが、パブリックコメントっていう言葉使っておりますけどもね、果たして説明とかお知らせ、十分であったかどうかという私が個人的に心配になったことがあります。パブリックコメントという文言を使いましたが、ご承知のとおり今度新しく広報有田の方に中央付近に1ページ使つたこれまでのことについてのある程度のことをお知らせいただいたので、それ以前の質問を改めてするとか、くどいから、これまでと今後に分けてですね、まずこれまでの意見聴取と説明会はいかがでしたかというお尋ねをこの広報に書いてあること以外に、言い足りないこととかですね、ございましたら重ねて説明をお願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕今年度4月ぐらいから随時説明会等を開催をしてきております。4月には各小学校のPTA総会で説明をさせて頂き、その後、総区長会、総区長区長合同会議、それから6月に住民説明会ということで生涯学習センター並びに西公民館で開催をいたしております。各説明会での出席者数はトータルで450人を若干超えている程度だということで理解をしております。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔吉永教育長〕ありがとうございます。この説明会を行いました、非常に皆さんのご意見を聞く機会というのを持ちたいなと思ってやっておりました。そこの広報の方にもいくらか書いておりますけども、やはりその中で通学手段であるとか、公園の利用範囲、あと、中学校、今現在の中学校の使い道などご意見がいろいろありました。やはり学校再編を受けていく上でこういった町民の

皆さんのお意見を聞き、考えていく機会をやはりしっかりと作らなきゃいけないなと思ったところです。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。それでは今後、今後のお知らせですとか、段階を追った課題があるかと思います。2番目のモニターはですよ、これ左側の方はこれぐらいのボリュームでお知らせせんといかんやったやないかということで載せましたが、右側の広報有田の方が比較的欄が少なくてですね、お知らせの方法もうちょっと拡充すればということで載せましたが、その後、広報有田も頂いておりますので今後いろんな課題、段階、交通手段であるとか、安全であるとか、その他いろいろ部活ですとか、いろんな方面からの協議があるかと思いますので、どれくらいの部会に分けてどういうスケジュールで協議を充実させていくかということで今のところのある程度見えている計画がありましたら説明をお願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕学校教育課長。

〔千代田学校教育課長〕今年7月に発注契約をいたしました。中学校統合基本構想基本計画を策定することといたしております。一応目標といたしましては、今年度末を目標としておりますけども、これを策定するにあたりPTAであるとか、現中学生、ここら辺を対象にワークショップ等も開いていきたいなというところで今考えているところです。そこで出された意見等も参考に基本構想基本計画を策定してまいりますけども、パブリックコメント等につきましては、スマホ等を活用した方法などもありますけども、現時点では町広報、ホームページ等の活用が一番町民に周知ができるのではないかということで考えています。ただその上で二次元コード等を活用して町民の皆さんのお意見等を伺えるようにできればというところで考えている次第です。

〔2番 岩尾匡君〕総合的に教育長いかがでしょう。

〔今泉藤一郎議長〕教育長。

〔吉永教育長〕やっぱり町民の話を聞くというところで前回8月の臨時議会の折にですね、こういった地域の方の意見があるよということをお知らせいただきました。そして広報のやり方というのが少し足りないんじゃないかなというご指摘も受けましたので、その点についてしっかりと学校教育課、町の方が意見聴取ができる、そして、それに対してもいろいろお答えができるという状況を今後も広く続けてまいりたいと思います。合わせて、この少子化を見据えた学校施設、教育施設についてというところについては、先程ご指摘のとおり、少子化がどんどん進んでいるという状況がありますので、今、今回中学校統合しますが、他の教育施設についてもコンパクト化していく必要があるという想定の元、進めなきゃいけないなと考えているところです。今回、中学校を2

校から1校にするということで、基本的なランニングコストというものは半分になります。ただ、今度、初期投資ということで、学校を造るということでは莫大な金額がかかりますけども、これは遅かれ早かれ学校が老朽化していけば造らなければいけないものということでこれは仕方がないところ。ただ、コストとしてはランニングコストとしては半分になる。ただ、そこの中には通学手段のためのバスであるとか、そういったものを用意することで少し増えるかもしれません。ですが、そういった意味で単純に考えるとランニングコスト自体はちっちゃくなります。この少子化の進行でコンパクト化っていうのは想定はするんですけども、今、学校の現状として課題として、特別支援学級の増加、不登校児童生徒の増加、暑さ対策というものがあります。特に、特別支援学級の増加というのは、現在、有田町内の中学校2校で15クラスあります。全部で15クラスです。そこに特別支援学級、皆さんよく知りいらっしゃるのは、特殊学級とか言つてらっしゃった学級ですね、その当時1学校に1クラスか、あればいい方だったんですけど。今、有田の中学校では7学級あります。15クラス普通学級があって、7学級が特別支援学級です。県の、東部の方の学校では同じような規模16学級の普通学級に対して、12学級の特別支援学級という状況になっています。そういった特別支援学級の増加、また不登校傾向のお子さんに対して別室登校といわれる学校に来れるけれども教室に入れないお子さんに対して、今2つの中学校では1人ずつの支援員を置いて、例えばオンライン授業をその教室で受けさせたりとかいうことも行っています。そういった部屋、みんなと同じ入り口ではなくて、ちょっと裏から入つてくれるような教室ですね、そういったものも必要になって来ます。体育館も当然空調化も叶えなければいけないというそういったことで学校を建てるということで非常に大きな財源を必要とするかなというのは想定されるところであります。ですが、よりよい教育環境と大きな初期投資というものは天秤にかけながら十分検討していく必要があるかなと考えているところです。

〔2番 岩尾匡君〕ありがとうございます。少子化ですか、統廃合ですね、コストを含めて非常に今後ナーバスな課題に突入していくかというふうに思いますが、総合的には、最後、町長にお尋ねして終わりましょう。総合的になんか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、教育長が言ったのが基本だと思っておりますが、やはり中学校の統合というところがまず大きな目途であります。その後、小学校の再編等も含めて本当にコストはかかっていく課題ではありますが、やはり有田の子ども達にどんな将来未来を描くかっていうのは我々の手にかかっていると思いますので、本当に教育長が申したように、本当に町民の声を聞きながら特に

若い世代の方達の声を聞きながらまちづくりに反映していきたいと思っております。

〔2番 岩尾匡君〕 それでは最大多数の最大幸福を目指して今後協議、お知らせを深めていっていただきたいと申し上げて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

〔今泉藤一郎議長〕 2番議員 岩尾匡君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。再開を10時50分といたします。

【休憩 10:37】

【再開 10:50】

〔今泉藤一郎議長〕 再開します。12番議員 池田榮次君。

〔12番 池田榮次君〕 ただ今、議長の許可を得ましたので、事前通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は2つの項目のうち、まず最初は、町と政教分離につきましてお尋ねをされるわけでありますが、お尋ねの前に、今回は、項目として掲げております1項目目の（2）は、数年前、私の集落にかかる事案でありまして、区の積立金と区民のご寄進で解決した事案であります。それから（3）は、今春、今年の春、山谷地区の6集落の皆さんのご寄進のおかげで解決した事案であります。今頃じゃなぜ解決した事案を出すかといえば、なんとなく釈然としないものが私としては残っておりましたので、たまたま別の事案を見ております中で、この政教分離に関することが出てまいりましたので、改めてお尋ねをしてまいりたいということでございます。まず、町の政教分離に関する基本的な姿勢をお尋ねをさせていただきます。

〔今泉藤一郎議長〕 文化財課長。

〔山口文化財課長〕 そしたらお答えします。まずちょっと憲法の方から入りますけど、日本国憲法第20条の第1項に、信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受けまたは政治上の権力を行使してはならないとし、また、同じく第20条第3項によると、国及びその機関は宗教教育、そのほかいかなる宗教的活動もしてはならないと規定されています。また、日本国憲法89条には、公金そのほかの公の財産は宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のためこれを支出し、またはその利用に供してはならないと規定されています。これはあらゆる宗教に対して、特権の付与や宗教団体の政治的権力行使、国やその機関の宗教活動を禁止することで強権的な押し付けを排除し、住民の自己の良心に従い、信教の自由を尊重しつつも公の機関として特定の宗教は特別な扱いはしないという中立性を常に維持していくことを基本姿勢しております。

〔12番 池田榮次君〕今まで、町の政教分離に関する基本的な姿勢をお聞きしたわけですが、結局のところ、言わんとするところは特定の宗教なり、信教なり、そういうものについて特別な公的な支援等はしてはならないという理解でよろしいですか。

〔今泉藤一郎議長〕文化財課長。

〔山口文化財課長〕議員おっしゃるとおりです。

〔12番 池田榮次君〕それではですね、事例的にお尋ねをさせていただきます。ちょっとタブレットで、今、出ております建物は、私の集落にあります昔で言えば、俗称をお地蔵さんと言っておりますけれども、昔からというよりも少なくともですね、我々の年代ではもちろん知りません。これを改修した当時の板塀が出てきたのが約350年ぐらい前に改修したような板塀が出てきたそうでございますから、誰ももちろん知るわけないわけですね。その辺りのことにつきましては後ほど申し上げますが、この片隅、ちょうど本来であれば、そのお地蔵さんがある部分を見せるべきでありますけれども、5枚しか出せない集約がございます関係で、建物だけしか出しておりませんけども、物体があります、物体が占め得る割合は先月の23日の私たちのお祭りの時に改めて見てまいりましたけれども、1割もない、せいぜい7~8%かなという占める割合がですね、そのくらいの程度でございます。私が高校を卒業したのは昭和29年だったわけですが、その当時青年団に入らせていただきまして、当時は区の集会場も兼ねておりました。我々は必ず夜は囲炉裏を囲って、酒を飲んだり、いろんなことやったりした記憶がございますけれども、そこだけしかなかったんですね。今の区の集落センターにありますのは、後で作ったもんでありますて、今はいわゆる区の俗称公民館という建物ではありません。今は8月の祇園祭で使う用具置き場、あるいは女性の老人クラブの談話室等に使われております。建物の裏辺りは横から裏にかけてですね、数多くの石仏が集まっています。これは圃場整備等で道端にありましたお地蔵さんとか、あるいは墓石、そういうものがいっぱいあります。特別、先程から申し上げますように、あるからと言って宗教的な行事は一切いたしません。それから庵のお地蔵さんは昔私が見ておった青年団時代に入った時には首なし地蔵でございました。3~4体ありましたけれどもね、転がっておりましたけれども首がなかった。なぜ首がなかったのかは、今思えば、ご承知のとおり江戸末期から明治の初期にかけて廢仏毀釈、これは水戸光圀公が提唱し始めたという話でなっておりますけれども、廢仏毀釈でいわゆる仏体等につきましては、焼き払い、あるいは壊し、叩き壊し、そういうことが行われた時代でございますので、先程私が申し上げました、350年ぐらい前の板塀が出てきた当時後に区のお地蔵さんも倒されたのではないかと想像しております。数日

前の8月23夜会もこの庵の後で、が、主会場でありまして、まあ実際やります祭りの内容は災いの、災い退散、雨乞い的なもので、伝統的、習俗的に宗派を問わず区役で必ず出ないかんもんですから、行っているような状況でございます。じゃあ庵はいつできたのか、本当のことはわかりません。数年前、私が教育委員会主催の150年前の地図を辿るみたいな催しがございました。私もそこに1日参加させてもらいましたけれども。その地図にはですね、今であります私たちの集落であります山谷切口、あるいは岳とか、そういう集落の名前は出ておりません。そういう字名はなかったんですね。全て、国見山中腹まで上山谷になっておりました。ご承知と思いますけれども龍造寺隆信に攻められて無血開城させられて、その唐船城の近くにおりました我々の先祖は改めて上方に追い上げられたって表現が正しいかどうか知りませんが、改めて開拓をして上方に、山の方にずっと、あるいは二里町の、今でいう二里町の辺り、あるいは有田の山奥辺りに離散させられまして、そして開拓して住まいを作った。だから私たちの集落はですね、当時の上山谷の人達が作っておたんでしょうけれども、棚田、いわゆる田んぼの跡地にできたような集落で、後ろは全て崖になっております。そういう集落でございます。ですから、私の想像でございますけれども、今のいおり庵というのは江戸時代に鍋島藩が派遣しておりました上山谷在住の庄屋さんといいますか、名主さんといいますか、そういう方が地蔵像を祀ったのではなかろうかなど推測しております。数年前、庵の改修案が出て、私は区の顧問でございましたので、老人クラブの集会場の修理補助を町に申請をいたしましたところ、現場を見た職員さんから、仏体がありますから補助はできません、その一言で終わりました。仕方なく、区のわずかな積立金、あるいは区民のご寄進で今のような建て替えができました。こんなに元々は広くなかった。もっと小さかったんですね。それが段々いろんな行事等の絡みであるいは集会場として、今でいう、集落センターも兼ねておりましたので、段々と広めてまいりまして今のような状況でございます。今、鍵を開けて写真に載っていますのは、今の区長が、私が改めて中の方を見せてもらいましたので、区長が立ち会ってくれたものでございます。なお、改めて最後になりますけれども、その当時、私が補助申請をやりました時に、町がこの申請を却下した理由がお判りになればお知らせ願いたい。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 約20年前、合併前の話になると思われます。当時の資料がございませんので、その当時の補助金名や要綱等の確認が取れず何ともお答えするのは難しいところではございますけれども。先程、文化財課長が申しましたように、政教分離の考え方で当時の国や県の補

助金というものが仏像などが安置された場所については補助の対象にならないというふうになっていたのではないかと推測されます。以上です。

〔12番 池田榮次君〕確かに私が顧問として役員就任しておりましたのは23～4年前ですか、その当時でございますから今お答え頂いたような内容で理解はできます。なんて言いますかね、政教分離という言葉が出てまいりましてから、行政はなんか神経がやや過敏になり過ぎだなという感じを持つぐらいに当時はちょっとしたことで新聞沙汰にもなっておりました。従いまして、私も一応その点での理解はさせていただきます。ありがとうございました。続きまして、教育長にお尋ねをさせていただきますが、町の指定文化財、重要指定文化財、城山観音磨崖種子の保護施設の屋根修理、今、タブレットに出てまいりっておりますが、屋根が壊れましたので補助申請を地元の区長がというよりも、一番近いのは山谷牧の集落でございますので、牧の区長さんが、しかも牧の皆さんですね、こがんしてほったらかしとてはどがんしゅうなかろうということで、建物、あるいは牧の方達を中心にだったんだろうと思いますけれども、祠をお建てになったのが今のような状況でございますけども。これが昭和52年、昭和52年に建てられたものだったんですね。この祠はですね、今の唐船城址の南麓、すなわち町所有の山すそにこの祠がございます。調べてまいりますと山の壁面に、壁面でも岩盤、硬い岩盤じゃなくて、砂石ですね、当時の掘りやすい、砂石ですから、風雨でさらされて、てらてらと落ち込むような石でございます。岩でございますけれども、そこに彫り込まれた城山観音磨崖種子と名付けられておりますが、これは後ほど申し上げますけれども、逆修碑なんですね、この祠がですね、長年の木の葉の堆積、あるいは上からの山水の流入でこの建物の祠の屋根の半分が完全に破れておりまして、そして水がどんどん雨水が入っております、私も2回ほど見に行きましたけれども、地元の区長が何とか町のここは指定文化財だから補助をしてもらえんだろうかという頼みをしに行ったそうでございますけれども、磨崖種子は町の指定文化財だけれども、祠は指定文化財ではないから、これは補助できないという断りを受けたそうでございます。それを聞きましてね、その前に、私も教育委員会に聞きました。そしたら同じような回答でございました。仕方なく、地元の区長会に事情を話して、地区民の6集落の地区民の皆さんのご寄進で修理をさせてもらったわけでございます。本来、ここで一件落着でございますけれども、先の地蔵庵と同様ですね、今でも私釈然としなかったので今回お尋ねするわけでありますが、この祠は町の重要指定文化財を保護する建物、いわゆる先ほどから申し上げますように砂石ですので、風雨に弱いんですね。ざらざらやって触るともうざらざらして小さな石粒が落ちます。そのくらいのところに当時の唐船城の城代家老が自分

の死後の安寧を祈るために彫り込ませたのが、それを逆修碑というそうですございますが、それを地域の方々が風雨から守るためにお建ていただきました祠であります。ところがその磨崖種子はですね、地域の所有では全然ないわけですね。唐船城址そのものもかねて私申し上げますように、町の所有であります。その一部を保護した地域の方々に本来であれば町はこの摩崖仏、あるいは指定文化財を守ってくれてありがとうございますねっていうぐらいの気持ちをもってよさそうなもんでございますが、これは指定文化財じゃないから補助はできないと。バッサリと切られたようでございます。私も聞いてもそういう感じを持ちました。私が申し上げたいのは、磨崖種子は地域の所有でもないし唐船城址そのものも地域のものでもない。そういう意味からすると、これはこの建物屋根の修理は町が全て請け負ってやっても良かったんじゃないかな。この祠が気に食わなければもっと別の形で保護施設をお造りいただいても構わなかった。そういう気持ちをもっておりります。教育長にそのことにつきましてお尋ねをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 文化財課長。

〔山口文化財課長〕 そしたらまず経緯の方から説明します。議員おっしゃられたのとちょっと重ねてになると思いますがご了承ください。私が受けたのは2年前ですね。当時の山谷の区長さんの方から屋根が壊れているため修理できないかという相談を受けております。そして現地にすぐ行き、確認したところ、古くなっている、これどうしたものかと思いました。おっしゃられるとおり、当時、私が調べたので昭和53年なんですが、有田と伊万里に住む池田姓という方の有志で寄付を募り再建されているようです。当時説明したところによると町、言われているとおり、町の所有する建物ではない、確かに磨崖種子は指定文化財ですが、覆屋は文化財でないので修理はできないと確かに回答しております。今後、どうしたいかと申しますと、2年後、前は確かにそう説明してありましたけど、おっしゃるとおり、祠があるため文化財ですね、磨崖種子が守られているというふうに理解しております。そのため、ただ、町だけでの管理は非常に難しいため地区の方々による応援の維持管理は必要かとは考えておりますが、また、今後必要になった時は修理の補助等の検討はしていきたいとは考えております。

〔今泉藤一郎議長〕 教育長。

〔吉永教育長〕 ありがとうございます。先程、文化財課長が説明したとおり対応したことになりますけども。まず、政教分離という考え方そのものがですね、いろんな事例を私も調べましたけども、見方によって判決が右左に動くという状況もありまして、非常にこれは難しい問題だなというのが私の感想であります。今回の有田町の指定文化財ということで、これについて祠を保

護するのか、中身を保護するのかという点で非常に今回の判断をした部分については納得がいかないという事例になりましたけど、ここについてはやはりきちんと有田町の規則とか、そういうものに則って、その内容について、ただこれはできません、できますという判断だけではなく、町の行政サービスとしてどのような理由でこういう元になる規則、条例とか、そういったものを元にして話しますよということを丁寧に説明をすること、それが必要かなと実感しております。今後、他市町の事例もしっかり検討して、その指定文化財の保護に関しては十分町で検討をしていければと思っています。

[12番 池田榮次君] ありがとうございます。今の指定文化財に限らずですね、前に申し上げました公民館と、あるいはそのまわりの公民館等ですね、そういう類似するもの、の例えば修築補助等に関しても同じような考え方で、もう少しその背景とか、建物が、なりがある背景なり、そういうものをよくお調べいただく、あるいは町にはそれらしきものの基準らしきものを十分ご検討いただいて、今後は町からの援助というものを当然お考えいただく必要もあるかと思います。特に私たちの山谷6区でよく言いますのは、山田神社がございます。唐船城の辺りに山田神社がございますが、山田神社を中心で動いているようなもんでございまして、そういう意味からすると、このコミュニティを守るためにには、この一つの幸いにして山谷地区では山田神社があって、そして8月の1日頃は全区民が一斉にいわゆるじゃーしゃーでっていいますか、家族から一人に限らずですね、全員が出て掃除をするくらいの地域を守る気持ちがあります。現在でも続いております。そういうことで地域コミュニティのためにも、あるいは地域の皆さんとの、地域を守る皆さんのご協力に対する感謝の意味からも、ぜひ町はもう少し幅広い概念をもって、一つ、今後の町民支援というものをお考えいただきたいというに考えます。先程ちょっと確かに難しい事例だとお話をございました。ちょっと次の資料を見て頂けますか、これはですね、ちょっと、大阪高裁、原審裁判、大阪高裁から最高裁にいった事例ですね。たまたま判事事項としてまず書いてありますが、ある市が町会に対して、地蔵像の建立あるいは移設のため市有地の無断使用を承認したなどをした行為が憲法に違反しないとされた事例、裁判の要旨としては、いわゆる地蔵像の建立あるいは移設のため、市有地の無断使用を承認するなどした行為は、目的が市営住宅建て替え事業の円滑な進行を図る等の何ら宗教的なものを帶びないものであって、右地蔵像の帶有する宗教性が希薄なものとなっており、町会が宗教的活動を目的とする団体ではなく、右地蔵像の維持運営に関する行為も伝統的習俗的行事に留まっているなど、判示の事情の下では、憲法20条第3項、89条に違反しないという事例。もう一つ、次を出してください。これは、地方公務員法法律講

座というのがあってるみたいですけれども、2020年の1月15日からのもので抜粋したものです。これは公務員の皆さんに講座があつたらしいんですが、テーマとしては「神社・仏閣との連携による地域活性化施策」地域活性化、インバウンドという観点で欠かせないのは日本の伝統であります神道や仏教のイベントであります。これについて参考にすべき最高裁の判例があるということで、これは三重県ですかね、津市は。津の地鎮祭訴訟、最高裁は合憲としております。この点最高裁は、政教分離原則を緩やかに解しつつ、目的・効果・基準を用い、その目的は世俗的で効果も神道を援助・助長、他の宗教に圧迫、干渉を加えるものではないから宗教的行事とは言えず、政教分離原則に反しないとした事例がありましたので、念のためにご紹介をさせていただきます。先程私が申し上げましたけれども、町長のご所感を頂きたいんですが、今までの町のやり方というんですか、私はどうも考え方が狭すぎるなど、あまりにも、例えば先程、1市との事例で申し上げましたけれども、ある建物が仏さんが祀ってあれば、いやもうそれは補助になりませんというような、木で鼻をくくるような答弁じゃなくて、あるいは将来的なことも考えますと、もう少し広い範囲で町も動いていただいてもいいんじゃないかと思いますが町長いかがでございましょう。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員がおっしゃった件でございますが、やはり私も、どちらかというと私も外尾町という地区に住んでおりまして、生まれ育った家は本当に椎谷神社のすぐそこで、本当にすぐ裏に仏像があるような環境で育っておりまして、神社仏閣に本当に小さい頃から触れておりまして、それが宗教かっていうと私宗教ではないと私も思ってます。我々の地区も春の願成寺、秋の願成寺ということで、神社を清掃するような活動も本当にやってそれが宗教としてみんなが参加しているかということやなくて、自分たちの地区的行事として普通にやってますので、有田の町民の方ではご理解いただけるような案件でもあると思いますが、やはりこのいろんな目を通していくと、やっぱり政教分離に細かい部分ではなっていくんじゃないかというのが判断ではないのかなとは思っておりますが、私も将来的にというか、本当にもう少し広義の範疇で捉えていけるんではないかなと思っております。

〔12番 池田榮次君〕ありがとうございます。今後ですね、できましたら山田神社等に町長がお参りいただくときは酒の1～2本ぐらい下げですね、来ていただきたい。というのは、私が山田神社の総代長をやっております頃はですね、町からも酒2本ぐらい確か持ってきてもらっていると。今は酒の1本でも上げられません。だからあんまり難しゅう考えんですね、これは習慣的、

慣習的なもんだと。皆さんのお宅でもそうだと思いますが、仏さんもあれば神棚もあると思いますよ。神仏混合、もう日本人のあまり極端にですね、宗教、偏ったような考え方持たない方が良いんじゃないかというふうに私は思います。そういうて今後ともよろしくお願ひ申し上げて次に移らせて頂きます。略称「歴史まちづくり法」の指定申請と活用について。最後の資料、これは私が、農水省、3つの諸官庁から出ております総合的な資料の中から抜粋したもの、これは言葉は一字一句漏らしていないつもりであります、見やすいように横に私が移し替えたものであります。法の正式名称は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律ということで、長ったらしいもんでございますが、この法律を知ったのは本年4月頃に見たある新聞記事です。内容は佐賀県基山町が町の若宮八幡宮の神殿と拝殿の保存修理のための申請業務に向けた入札等をしているという新聞記事を見たからであります。何で町が神社の修理設計をということからですね、興味を持ちまして、早速、基山町に行ったり、電話で、結局、基山町が略称、今申しあげました、歴史まちづくり法の指定を受けていたということを知った訳であります。これはタブレットに中身は書いてありますので見ていただけます。関係省庁は文部科学省、農林水産省、国土交通省で、要するに、これらの各省庁が国が策定する基本方針に基づき、この3つの省がですね、全国各市町の歴史的建造物あるいは工芸品の製造販売、環境維持、農産物の料理等になる幅広い視点から支援する法律であります。現在、全国では84自治体が指定を受けています。本県では、鹿島市と基山町となっております。特に町には昨日から出でおりますように、内山地区の再開発の問題等も出でおりまして、あるいは竜門峡、他の観光資源、工芸品や特産物等のさらなる利活用、販売促進にもこの指定を受ければ負担の軽減がされて町の振興に役に立つのではないかという意味からですね、ご提唱申し上げるわけですが、町長にお伺いいたします。この法律の指定をお受けいただくようなご意向ございませんか。

〔今泉藤一郎議長〕文化財課長。

〔山口文化財課長〕お答えします。ちょっと議員言われているとおり、これは歴史まちづくり法に基づき、地域の固有や歴史に伝統に育まれた風致を計画的に維持向上させるための指針である制度上、重点地区を定め、採択されれば国庫補助の事業の活用を可能にする計画であると認識はしております。この計画は、風致、趣のある景観がありそこには言われている、住んでいる人、活躍している人の人々の営みがあり、ずっと維持し続けることがポイントとなっております。有田には言われているとおり、内山伝統的建造物群保存地区や唐船城址がある大山地区、または泉山の

磁石場山辺田窯などの国指定史跡など貴重な歴史的資源を有しております、これらを保存活用していくことが観光振興や地域活性化になることは十分に理解、承知はしております。この計画を作成するにあたっては今後ですけど、まちづくりや文化財、農林、観光産業など、役場全体となる横断的な策定体制を整える必要があります。また計画策定自体すぐに始められるものではなく文献調査などから始まる実地調査を経て、いろんな分野の方からなる法定協議会の立ち上げも必要となり、完了までに少なくとも3～4年ぐらいはかかると思われます。さらには予算措置の必要もなってきます。このような課題を回復したのち、計画策定を検討させていただければと考えております。

〔12番 池田榮次君〕 ぜひ前向きにですね、町のために研究を続けていただきたいというお願いを申し上げまして、私の一般質問を、あ、ごめんなさい。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 すみません、私もこの歴まち法案に関しましては、議員時代の時にできたというところで勉強会も何回か参加させて頂いて、これは素晴らしいものだなと思ってます。ご案内のとおり役場っていう組織は縦割りでチームというのがなかなか難しいところはありますが、私もぜひこれはやっていきたいなと思っております。昨日も議員の答弁で答えましたが、この歴まちをやつてくれっていう民間の方からもありまして、またそのスペシャリストの方も来週お時間使って会うようにします。簡単に手を挙げて取れるあれではないのでしっかりと研究検証しなくちゃいけないとは思いますが、有田町の今の現状と課題を洗い出して私ももうこれは腹を決めてやらなければいけないプロジェクトだと思いますので、今後本当にしっかりと研究してまいりたいと思っております。

〔12番 池田榮次君〕 ありがとうございます。確かにお話のとおり、指定を受けるためには省庁がまたがっておったりして、なかなか大変だらうと思います。ただ、しかし、その苦労は結果的には町長がおっしゃっていただいたように報われるものだらうと思います。今のところは指定申請に向けたご努力をお願い申し上げまして終わってよろしゅうございますか。そういうことで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕 12番議員 池田榮次君の一般質問が終わりました。昼食のため休憩いたします
再開は13時といたします。

【休憩 11：26】

【再開 13：00】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。昼食前に引き続き一般質問を行います。15番議員 松尾文則君。

〔15番 松尾文則君〕ただ今、議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。今回の質問は、有田町条例等と現状についてが1です。2. 畜産農家の支援策について。3. 農業経営基盤強化促進法についての3点についてお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。1. 有田町税条例等と現状についてでございます。有田町も平成18年に有田町と西有田町が合併して20年になります。両町の給与ベースが20年経って同じレベルになってきたと、近づいたというのはお聞きしておりますが、現在の状況をお聞きいたします。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕現状では概ね調整は整っていると認識しております。

〔15番 松尾文則君〕有田町事務専決及び代決規程、事務分掌規則についてでございます。有田町事務専決及び代決規程第11条第2項に、副町長が不在の時は町長がその事務を決裁することとする。ただし、町長及び副町長がともに不在の時は総務課長がその事務を代行するとあります。同じく第3項に、総務課長が不在の時は当該事務を担当する課長がその事務を代行することができる。同じく第4項に、課長が不在の時は参事または技術監、その事務を代行することができる。同じく第5項に、課長、参事、または技術監がいずれも不在の時は、副課長が事務を代行することができる。また、有田町事務分掌規則第6条第2項に、課長は上司の命を受けて課の文書を処理し、所属の職員を指導監督するとあり、同じく第5項、参事、第7項技術監、第9項保健監、いずれも課長が不在の時はその職務を代行するとなっております。第7条第2項では、副課長は課長並びに技術監、保健監が不在の時にはその職務を代行すると定められております。これらの事から重責順として、総務課長、課長、参事クラス、副課長の順になっております。間違いはありませんかね。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕議員がおっしゃった内容で間違いはございませんが、少し補足説明をさせていただきますと、事務専決及び代決規程は町長や会計管理者などの本来の決定権者の権限に属する事務の一部をあらかじめ定められた範囲において、副町長、課長などの担当者が町長などの決定権者に代わって常に決裁をすることを指します。これにより行政の運営が迅速化され、効率性が高まることになります。一方で、事務分掌規則は組織における各部署や役職、担当者が行うべき業務の範囲と責任、権限を明確に定めることにより、誰がどの業務を担当し責任を持つのかが明確と

なり業務の重複や漏れを防ぎ、内部統制を強化することとなっております。

〔15番 松尾文則君〕わかりました。しかし、これらの重責の順位と異なる給与支給がされていることが現状にあると思います。参事クラスの方が課長より多く受給されている方や副課長が参事クラスより多く受給されている方もおられるようですが、なぜこのような状況になっておるのか説明をお願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕給与の支給等につきましては、地方公務員法に基づいた有田町職員の給与に関する条例で定められており、これらに基づき運用をしています。今回、ご質問を頂いた内容等については、それぞれの目的、内容に合った条例や規則に基づいて適切に運用しているところですが、例えば勤務年数や前歴の有無、各職員の状況により同じ職責のおいても多少の差異のあることは致し方ないことだと思います。わかりづらい部分もあるとは思いますが、給与に関することはあくまで有田町職員の給与に関する条例に基づいて運用していることをご理解ください。

〔15番 松尾文則君〕理解してくださいということで、理解をしたいと思いますが、合併20年が経ちました。大体この原因は有田町の職員さんと旧西有田町の職員さんの給料の差があつて、現問題が発生していると考えております。なかなか等級表によってとかいろいろ説明があられましたように、厳しい問題だと思いますが、一部事務組合の消防職につきましては、伊万里市の消防の給与に合わせるということで合併まもなくスタートして今運用されております。こういうことを鑑みますと、町の給与もそろそろ本当に差がないようにしていくのが当然だと思いますがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕議員がおっしゃるように、課長はその責任に応じ、最上級の困難な業務を行う課長の職務に該当し、課長級の中でも参事、技術監、保健監及び困難な業務を行う副課長については、一つ下の級に該当します。現在は、人事評価制度を取り入れていることもあり、同じ級であっても個人の経験や実績の積み上げにより若干差異が出てくることもございます。その辺りについては条例に基づき運用しているところです。

〔15番 松尾文則君〕なかなかこの給与問題、デリケートなことでございます。町長にお願いしたいんですけど、もう本当に20年経ってね、サラリーマンの方はやっぱり給与を励みに頑張るということでございますので、その辺の是正が進むように町長にお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕今、議員のご指摘の件でございますが、やはり私も民間出身ですので、公務員さんの特徴の給与体系というのがなかなか理解できない部分はありますので、民間の視点をもってですね、そういう人事面、給与面の方も当たっていきたいと思います。

〔15番 松尾文則君〕能力ももちろんですが、僕はスタートの時点のこの問題が根底にあると思いますのでその辺を考えていただきまして、それをしてことによって職員さんのやる気、モチベーション上がると思いますので対応をお願いしたいと思います。続きまして、有田町職員等の旅費に関する条例についてでございます。近年の物価高騰に伴い、職員等が公費で出張する際、現条例での宿泊費では宿泊できないのが現状だと思います。私も民間のやつで出張しても手出しをしなければいけないという現状がございます。この辺について今の現状をお聞かせください。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕議員ご指摘のとおり、物価高騰と人件費の高騰、円安によるインバウンド需要の増加に伴い、都市部だけではなく地方においてもホテル代が高騰しているところです。有田町においては令和3年4月に旅費に関する取扱いを一部改正しています。基準の宿泊費は変更しておりませんが、宿泊を伴う出張については原則航空運賃または鉄道運賃とホテル代をセットにしたビジネスパックを利用することとし、必要に応じて朝食、夕食代を加算し何とか定額内でおさまっているところです。今後の物価上昇が進めば更なる見直しの検討が必要になってくるのかもしれませんと考えております。

〔15番 松尾文則君〕現時点で厳しいのは現状であります。この件について町で調査とか、検討等されておるのかお聞きします。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕佐賀県におきましては、昨年の11月に定額の宿泊費では賄えない場合の調整額について上限の基準の引き上げを行われております。県内の町については、町村会を通じて調査をいたしましたところ、今のところ金額や運用方法など有田町と大きな差異はございませんが、今後、物価高騰を見ながらどこでも検討していきたいということでありました。

〔15番 松尾文則君〕今の説明であれば条例改正を行う必要ではあるということで質問していますがその辺の対応はいかが考えておられますか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕今後の情勢または県、または県内の町村等を参考にしながら検討が必要かと考えて

おります。

〔15番 松尾文則君〕 私どもが質問したときは、役場の方は近隣市町、また県とかの実績を見ながらということでございますが、実際掛かっている費用は掛かっておりますので、積極的に有田町はこれだけの旅費規程を作ったという形ですよ、よその町からも目標にされるようなことを考えていただければと思いますが、町長この辺についてはいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 他市町のということが基本的にやっぱり考え方としてはあると思いますが、私も実際そこら辺も気にはなっているところではありますので慎重ではありますがちょっと積極的に進めていければと思います。

〔15番 松尾文則君〕 検討をお願いしましてこの質問を終わります。続きまして、有田町職員提案制度実施要綱についてでございます。松尾町長が令和2年度に有田町職員提案制度実施要綱を制定されております。その目的として、職員の自由で独創的な発想による提案を奨励し、実施することにより職員の施策能力の向上、町民サービスの向上と効果的な行政運営に資することとなつておりますが、これまで職員からの提案実績及び実施状況をお聞きいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕 有田町職員提案制度実施要綱に基づく職員提案につきましては、令和2年度と令和3年度の2回全職員に対して提案の募集を行う形で実施しています。令和2年度は2つの部門に分けた形で実施しております。まず、自由な発想により新しい事業にチャレンジする提案、チャレンジ提案、こちらにつきましては、提出数が20件、そのうち2件が採用で実施検討を行うという形にしております。もう1件、事務または事業の能率向上、執務環境の改善、組織の活性化につながる等の提案を行うという事務改善提案につきましては、提案数が29件、そのうち4件が採用となり、こちらの方も実施検討を行うというふうにしております。令和3年度も令和2年度と同様の方法で提案の募集の方を行っております。チャレンジ提案では、提出数が21件採用が4件、事務改善提案については、提出数が30件、採用が9件でした。令和4年度の方は令和3年度の採用案件のうち実現可能性の高い2件につきまして担当課と提案内容の実現に向けた打ち合わせを行い今後の進め方について報告、その作成の方を行っております。現在この職員提案で提出された案件につきましては、令和2年度、令和3年度の提案について内容の方を精査したところ、DXを進めていくことが問題に解決につながることが非常に多いということもありますし、これまでの提案内容を踏まえた形で全庁的なDXの推進の方をまちづくり課の方の情報

政策デジタル推進室を中心に進めているという状況になっております。

〔15番 松尾文則君〕今、令和2年、3年があったということで4年に実現に向けて検討したと。

5年、6年の提案等はどうなんでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕5年、6年につきましては全庁的な募集をかけるという形の提案募集は行っています。

〔15番 松尾文則君〕提案募集をしてない理由はなんかあるんですか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕2年度と3年度に実施しまして、内容的にそれほど差異が出てこなかったところもありましたので、まずは今出ている問題提案とか、問題点を改善して、必要に応じて行っていくという形でいきたいと思いますし、個別でもし提案等があればそれは受けたいというふうに思ってます。

〔15番 松尾文則君〕この制度は良い制度と認識して質問をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。第6条第3項に、委員長は必要に応じ臨時委員を置くことができるとあります
が、臨時委員は置かれておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕まちづくり課長。

〔吉永まちづくり課長〕過去2回行った有田町職員提案募集では、審査委員会を開催し、審査を行っております。この中で臨時委員は置いておりません。

〔15番 松尾文則君〕議会からも町民サービス向上についての提案、例えば窓口対応、課の再編成等が挙がったと思います。この辺をですね、実施していただくべくですね、やっぱり臨時委員を置いて検討をお願いしたいと思っておるんですが、この件についてはいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕総務課長。

〔川原総務課長〕町では毎年、全課長を対象とした組織体制のヒアリング等を実施して組織の改善に取り組んでいるところです。少子高齢化に伴う人口減少や地球温暖化による様々な影響、DXの推進など国の施策も多様化している中で各課の業務も多様化、細分化しています。そのため、課を横断したプロジェクトの実施など、課の枠を超えて臨機応変に対応していく必要があると考えています。組織再編については各課の業務の洗い出しと見直しを進めながら検討していく必要があると考えています。また、窓口の対応の改善については、令和6年度から住民環境課の窓口で発券番号システムの導入、そのほか、マイナンバーカードの普及によりコンビニ交付サービスや

戸籍の交付、広域交付の開始など、サービスの内容の変更による延長窓口の変更など随時対応をしているところです。そのほか、職員の接遇研修やクレーム対応研修など合わせて実施し改善に向けて取り組んでいます。外部委員等導入についてなんですかけれども、町民サービスの向上については議員がおっしゃるとおり、町民目線で考えることが大変重要であると思っています。ただ、限られた職員数の中で行政事務、全ての行政事務を滞りなく実施していくためには多くの制限がかかることも事実です。外部の臨時委員さんの意見を聞くことが良いのか、もっと広く意見を聴取する取り組みが必要なのか今後研究していきたいと考えております。

〔15番 松尾文則君〕 町民サービスを向上させるには町民目線で審査する必要があるとこのように考えます。今、今後検討していくということでございますので、この職員提案制度含め素晴らしい制度であると思っておりますので、町の発展のために益々活用していただくことをお願いして質問終わります。続きまして、2. 畜産農家の支援策についてでございます。8月12日に1番議員さんと畜産農家の支援策が重要であると考え、私ブロイラー部会の部会長さんと副会長さん、JAフーズの担当者の方、役場農林課を交えて意見交換会、ヒアリングを行いました。現在置かれておる農家の苦境が分かり大変勉強になったところでございます。肥育牛等に関しましては、1番議員さんが質問がございました。私はブロイラー農家さんの苦境ということで質問させて頂きます。現在問題となっている、エンテロコッカス・セコラムという病気が発生して、現在、本当に困っておられます。この発生についてまず簡単に説明お願いしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 説明いたします。エンテロコッカス・セコラムは、鶏の腸内に常在し病原性はあまりないと考えておりました。しかし近年海外でエンテロコッカス・セコラムが肉用系の脊椎膿瘍等に関与するとの報告があり、同様の症例が国内の肉用系農場でも報告されております。症状としては生育段階によって異なり、雛の段階では心膜炎、肝炎が認められ、徐々に脊椎膿瘍等により起立不能、歩行困難、採餌採水困難となり死亡淘汰数が増加いたします。佐賀県内でもエンテロコッカス・セコラムの関与を疑う症例が認められており、今年の1月頃から有田地区でも症例が顕著になり、養鶏農家の経営を圧迫しております。

〔15番 松尾文則君〕 ここまで長い間、養鶏農家さんは本当自主努力されましてこういうピンチがなく健全な経営をされておりました。今年になりましてから切羽詰まられましてですね、本当にこのエンテロコッカス・セコラムの発生によってまず雛を入れてから5%は死んでしまう。出荷時に5%、10%の出荷率の低調ということで本当に厳しい状況なんですよということで相談に

参られました。増加の原因が分かるまでですね、パンデミック的な被害が出るのが心配なんですね。ということで、原因究明が急務であると私は考えます。県をはじめ関係機関に防疫研究の要請をすべきであると考えますがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 エンテロコッカス・セコラムの発生当初に、西松浦農業振興センターを通じまして県への状況共有と支援について相談をしております。西部家畜保健所やJAフーズからも各農場に指導はなさっているとは思いますけれども、対策としてまず1点目に、床面の清掃、消毒。2点目に、敷料、鶏糞のオールアウト、これを全部出してしまってできない場合は菌を死滅させるために切り返しによる発酵温度を十分挙げて菌を殺すという対策。3番目に、雛に対しての投薬。この3点を基本としたものが被害防止対策だと伺っております。ただ、インフルエンザ、鳥インフルエンザのような感染と違い常在菌ですので、完全になくすとまた問題があるのでないかというのが県の見立てです。まだまだ不明な点が多い症例被害ですので、防疫については先ほど話した3点を基本とした対策を指導し、引き続き状況を注視していくということでした。

〔15番 松尾文則君〕 先日、伊万里農林事務所の所長さんはじめ副長さん達と自民党の政調懇談会について、この防疫のお願いを私もしたところでございます。ただ、県西部地区の発生で、西部地区も別の経営団体では出てない、発生がないということで、大したことないような感じで捉えられておりました。先程申しましたようになかなか原因が分からないと厳しい。今、清掃とかいろいろなことを考えると課長さんが要望して答えが来たということでございましたが、本当に取り返しのないことにならなければいけないなと思うわけですね、それこそ本当に壊滅的な状況になりますので、この防疫については再度ですね、県、また研究、関係機関にお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 確かに議員のおっしゃるとおりです。今後ともですね、こちらの方からも再度お願いをしていくようにしていきたいと思います。

〔15番 松尾文則君〕 畜産飼料の高騰に対する支援は6月議会で上程されましてですね、すごくありがたい予算措置であったと思っております。先程も申しましたように今まで養鶏農家さんは努力されて、良い経営状況でこのようなピンチはなかったのが現状でした。始まって以来という厳しい現状でございます。このエンテロコッカス・セコラムの被害についても町の支援をお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 7月に開催された西松浦地区行政懇談会の折、このエンテロコッカス・セコラム関与を疑う症例被害に関して支援状況をお尋ねしました。JAフーズ、JA佐賀から6年度、7年度に発生した農場に対する見舞金の支払い、それから支援対策金が支払われていると伺っております。今後は死亡鶏の産廃処理に対する支援等が検討されているようです。町の支援としては、県及び近隣市町の動向も見ながら今後検討していきたいと思います。

〔15番 松尾文則君〕 私が調べたところによりますと、見舞金は、何十万か、20万か、30万だったと思うんですね。また、産廃処理費の負担ということで、産廃費の3分の2ということで、微々たるものと言ったら失礼なんんですけど、少額であると思いますのですね、その辺の町の支援をお願いしたいと思うんですが町長いかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 プロイラー農家さんも本当大変厳しい状況というのは重々理解しております。先程課長が申したように、やはり国県の報道の対応等にできないところを町としてもやるべきだなと思っておりますし、この現状ちょっと国会議員の先生方にもお話をしながらですね、我々本当にプロイラー農家さん多くおられますので、そこの手厚い、なんかアドバイス等を頂けるようにお願いしております。

〔15番 松尾文則君〕 よろしくお願ひいたします。また、このような状況でも施設機械の投資が必要ということでお願いしようと思ってましたが、昨日、1番議員さんの質問で畜産クラスター事業等のメニューがあるというふうなことをお聞きしました。この辺の支援策のメニューのアナウンスをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 畜産クラスター事業については、取り組みについては協議会を立ち上げましてこの中で話し合っていくということになっておりますので、その辺りも町の方もこの協議会入っておられますので、そこのところでもアナウンスをしていきたいと思っております。

〔15番 松尾文則君〕 なかなか厳しい状況であられるみたいですので、町の支援をお願いして、この質問を終わりたいと思います。3番目です。農業基盤強化促進法。これ地域計画ということで以降は、地域計画で質問させていただきます。今年の3月までの策定期限をめがけ全国で策定が進んだ地域計画、今年5月末時点で全国で1,613市町村、1万8,633地区の計画が策定されております。これは2年かけて策定されたと思うですが、有田町も策定されてホームページ

にも載っておりました。この農業、すみません、地域計画の説明を簡単にお願ひしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 国際情勢の変化による世界食糧需給の不安定化や国内の農地面積及び農業者の減少が進む中、将来にわたる国民への食糧の安定供給の確保に向け農地関連制度において、農業生産基盤である農地の確保、農地を適正かつ効率的に利用するものによる農地の利用促進への対応が必要となり、農振法、農地法、農業経営基盤強化促進法が令和5年4月に改正となりました。農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画が令和7年3月末までに策定するよう市町に義務付けられました。農地の受け手を幅広く確保して集約は進めつつ10年後の農地利用の姿を示す目標地図の作成、地域における農業の将来の在り方について話し合い合意形成を図るといったものです。地域計画とは、今後の農地の利用活用計画、いわば農業の未来設計図だといえます。ポイントは行政主導ではなく、地域の合意形成が重要で、話し合い活動によって地域の農地活用をどうしたいのか、何を生産するのかといった利用方針、将来像を再確認し、共有することとなっております。

〔15番 松尾文則君〕 この地域計画、地区、町の現状をお聞きします。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 地域計画ですが、有田町で策定したのは地域計画は有田町全体で一つの計画としております。ただし、地区での話し合い活動の範囲というのは、人・農地プランでの単位としております。国が集積集約化を目指して策定を急いでおりましたけれども、有田町は中山間地が多く、営農条件が厳しい地域的な課題があります。策定当初にあたっては守るべき農地のゾーニングを話し合い活動の中で確認し、今後どのように守っていくか、誰が守っていくかの意識付けを行ったところです。

〔15番 松尾文則君〕 私もこのことについてちょっと勉強してみました。大体カロリーベースで需給率を38%から45%に上げる。現在、農地面積427万haを1.4倍の600万haにすると。生産ベース61%から69%。49歳以下の担い手4万8,000人を維持すると。担い手農地集積率60%から70%と。素晴らしい目標設定はされておるとは思うんですが、なかなかこの我が町中山間地域では厳しいのかなと考えております。今後の課題をお聞きしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕この地域計画を策定を進める中で現状を知ることで見えてくる課題が把握できました。全国的に担い手の減少、荒廃農地の増加が危ぶまれている中で、国土保全や食料確保の観点から今後の営農については地域の意向を踏まえ進めていかなければならぬと考えております。地域計画の充実、実現に向けた佐賀県の取り組み方針が打ち出され、町は農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関と協議を行う。県もそれぞれ専門性を活かしていく体制づくりを整備されます。また、地域計画を策定するにあたって見えてきた地域課題についても、県や国に現状を訴え施策の改善等を申し入れていくことも必要と考えております。

〔15番 松尾文則君〕この法律改正ですね、農地中間管理事業の改正というのが重要なことで改正されておりますが、その説明をお願いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕基盤法の改正によって、これまで基盤法による農地の貸し借り手続きというのが農用地利用権設定というのを行っておりました。今年度から他人の農地を利用して営農をしたい、譲渡をしたい、貸借したいというのについては、農業委員会で農地法3条による許可、農地は農地のままで所有権移転し、農地として利用継続する。それが1点目で。2点目に農地中間管理機構を介しての貸借の手続きということになります。農地中間管理事業で行われた貸借の仕組みというのがこれで変わりました。これまででは都道府県ごとに設置した農地バンクから地権者から農地を借り受け、借りたい人を公募し貸付ける仕組みだったんですけども、地域計画の目標地図に基づき、農地を貸したい人から農地計画に位置付けられた担い手に貸付ける事業に代わりました。この事業の活用効果は地域計画で定めた守るべき農地をしっかりと担い手が集積集約したり新規参入を促進したり、農地の有効活用などを期待するものです。

〔15番 松尾文則君〕農地中間管理機構の仕事は今後重要になってくると思いますので、その辺お勉強しながら進めていっていただきたいと思います。今後の町の取り組むべき目標と町の農業を守るための町の取り組みをお聞きしたいと思うんですが、一昨年、3月の一般質問でも申し上げましたけど、僕、30キロの値段で皆さんに説明しているんですけども。一昨年6,000円のJAの価格、昨年1万円になりました。この1万円でやっとトントンになったのかなと。今、公示しているのが今年は1万2,000円で買いますと1トン米、2,000円上がりまして、130袋の100出しても20万ですね。1月分の給料にも満たない。これが1万5,000円ぐらいになつたら100で50万。200出したら100万ぐらいになつたらちょっと面白いのかなと。まだ現況は、今、良い方には行っているんですね。値段が、米が上がりまして。今僕が説明

しているこの法律を有効に使って、最後の手段のような気がするんですね。ここ5年の目標計画ですから。これをやっぱり重要な目標として策定していかなければいけないと思いますのでその辺を含めて目標と取り組みをお願いしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 地域で農地を守る方法として維持管理できる経営体の育成、町では5年間で約8%経営体が減少している状況で、人口減少も顕著な中ですが、できるだけ経営体の維持を図ること、それには地域内の後継者育成、集落営農組織の強化、地域外からは県の企業参入推進チームとも協力して外部からの担い手と合わせた幅広い確保を進め農地のマッチングを図り、農地の有効活用を進めることが必要と考えております。このような厳しい情勢の中、数値目標としてはなかなか上げることは難しくはありますが、この8%減少ということを食い止めたいと思っております。兼業農家が約9割という有田町で、継続して営農を続けるのは一人では大変厳しいと思います。だからこそ地域でまとまって中山間地域等直接支払制度や多面的機能活動交付金事業を利用して共同で維持活動を行ったり機械を導入し、効率を図るといった集落営農を推進していくというのが現実的です。農地を維持管理することは農地法に基づき必要なことです。維持管理が難しくなれば代わりに誰かが営農を引き継ぐようマッチングを進めたりするなど、農地の有効活用を推進していくことも必要です。園芸においては佐賀県が進める佐賀園芸888億円推進運動のもと、ミニトレーニングファームなどで新規参入を育成支援する。JAそれぞれの部会において技術指導、研修をもって担い手の育成を図る。畜産農家については浦川議員の質問答弁の繰り返しになりますが、国や県からの支援策を注視し県西部地域の畜産農家が安心して営農を継続できるよう伊万里市、JA伊万里とも連携を密にして畜産業の課題解決に向け取り組んでいきます。

〔15番 松尾文則君〕 最後になるんですけども、課長の答弁の中で話し合いを進めながら進めいくのが勉強になったということで答弁がございました。この件につきましては、私も勉強をしました。国は一方的に言うだけで大規模基盤整備をして集約をしなさいと。我が町の中山間地にはそんだけお金を投資してその余力もないし、その置かれた状況の中でどうやって頑張っていくかが今後大切だと思うんですね。2年経って説明しましたように米の値段も変わってきました。やり方も変わってきます。そういうことでプラスアップは必要ということで農業委員会に出されれば変更もできるということで書いてあります。地域ごとに必要とされる実効性のある手法の再考とか、とにかく話し合いによって良い計画、この計画を立てて農業が守られたなというふうな、なるようにですね、ずっと検討しながら変更されてもいいと思うんですよ。決めたけんここ

に突っ走るんじゃなくて、変更すべきはすべきということで対応していただいて、私どもの町の農業が少しでも発展するようにお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

〔今泉藤一郎議長〕 15番議員 松尾文則君の一般質問が終わりました。10分間休憩いたします。

再開を13時50分といたします。

【休憩 13:40】

【再開 13:50】

〔今泉藤一郎議長〕 再開します。9番議員 原田一宏君。

〔9番 原田一宏君〕 議長より許可を得ましたので、9番 原田一宏、通告に従い一般質問させていただきます。私は、今回、包括的な相談支援、参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業について1点のみに質問いたします。答弁の程よろしくお願ひいたします。また、午後の2人目ということで、一番眠たくなる時間帯だとは思いますが執行部の皆さん、議員の皆さんしっかりとお願いします。まず、一番最初、重層的支援体制整備とはということで、近年は個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化、多様化し、80代の親が50代の中高年の引きこもりの子どもを養う8050問題、介護と子育てを同時に担うダブルケア、ゴミ屋敷、虐待、孤独死などが新たな課題が表面化してきております。こうした課題は従来の介護、障害、子育てなど制度分野ごとでは対応するのが難しく、時間を作つて相談に行ってもあちこちの窓口に回されたあげく何も解決できていないという事態が全国で発生しております。このような状況を放置していくはいつまでたっても地域共生社会の実現もすべての世代が安心できる全世代型社会保障も実現することはできません。そのため、平成29年の社会福祉法改正により、制度ごとではなく課題を抱えている本人や家族を丸ごと包括的に支援する体制の整備が市区町村の努力義務とされました。平成29年の改正法の附則において、法律の公布後3年、つまり令和2年を目途として市町村による包括的支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨が規定をされており、これを受け国会では属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が新たに創設されることになりました。この3つの支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施することによって、制度の縦割りを打破し制度に人を合わせるのではなく、困りごとを抱えている本人と家族を中心とした支援へと福祉の大転換を図ることが期待をされております。これこそ断らない相談支援であつて、誰も置き去りに

しない社会を実現する基盤となる事業だと思います。社会構造や家族の在り方、人間関係なども多様化し福祉を必要とする方のそれぞれが抱える課題が単純ではなく、これからは福祉行政の施策は所管をまたいだ横連携で複合的に作り上げていくことが必要となってきているのではないかという状況の中、社会福祉法の改正で重層的支援体制整備事業を推進するよう新たな仕組みが創設されたわけですが、この重層的支援という言葉、福祉に関わっている人ならば理解できると思いますが、やはり専門用語ですので、あまり聞きなれない言葉だと思います。多くの人に理解していただけようままでその意味として重層的支援はどのようなものなのか、そして改正された社会福祉法ではどのように定義づけられているのかお伺いをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 それではまず重層的支援体制整備事業についてのちょっと説明をさせていただきたいと思います。先程、議員の方からもある程度の説明はあったかと思いますけれども、再度私の方からも説明をさせていただきたいと思います。まず、重層的支援体制整備事業の成り立ちですけども、2020年、令和2年に、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、2021年、令和3年4月1日から施行され、包括的な支援体制を構築するための方策として重層的支援体制整備事業が創設をされました。この創設された背景といたしまして、近年地域や家族など共同体としてのつながりが弱体化していく中で生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度の狭間で孤立し、生きづらさを感じる人が増えています。家族構造の変化と多様化により、生活課題も複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは十分に課題に対応できないケースも増加をしております。こうした中、国が次の時代の大きな目標として地域共生社会の実現を掲げ、制度分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域と共に作っていく社会というふうに定義をされております。地域共生社会を実現するために市町村には地域の特性を踏まえた包括的な支援体制の整備に努めることが義務付けをされております。重層的支援体制整備事業は、相談支援、参加支援、地域づくりに関わる事業を一体的に実施することで地域生活課題に対する支援体制等を一括的に重層的に整備するものというふうになっております。

〔9番 原田一宏君〕 今、ここに書いてありますけども、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施とありますけども。今この3つの支援を整備実施すること、これつまり簡単な表現をすると、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいというような複雑な複合的な

課題を持つ人とか、持つ家族をサポートしていく体制と理解してよろしいでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 そのようにご理解いただいてよろしいかと思います。

〔9番 原田一宏君〕 わかりました。では次に、必要性の認識ですけども、重層的支援体制整備の必要性の認識ですが、複雑化、複合化するその支援ニーズというものに対して適切に対応できるよう相談から支援計画の作成やその実施までをそれを一体的に行われるような所管を超えた、あるいは所管をまたいだ体制を整備していくかなければならないということの必要性について、町に則した問題としてどのように認識されておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 地域共生社会の実現へ向けて包括的な支援体制を推進していくことの必要性は認識をしているところでございます。近年全国的に一つの世帯において複数の課題が存在している状態。先程議員の方もおっしゃられましたけども、例えば8050世帯や引きこもり、介護と育児のダブルケアなどの状況ですね。こういった全体的な世帯全体が地域から孤立している状態など、複合化、複雑化した生活課題を抱えたケースが増えてきたことが背景にございます。これまでのような属性別、年代別の支援ではなく、分野、横断的に世帯を丸ごと支援できるような包括的な支援体制の構築が求められているところでございます。こうした体制づくりの手段としてこの重層的支援体制整備事業が創設されたというふうに理解をしております。

〔9番 原田一宏君〕 ではですね、3番目、町内の事例ということですが、個人的には言いたくないとか、知られたくない方もいるので、把握は難しいと思いますが、町内の事例があるか、あるとすれば、例えばどのような事例で、どのような対応がなされているかまで含めてお伺いをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 これまで例えれば高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等の属性を問わず、総合的な、すみません、複合的な課題を抱えるケースにおいては、その都度、課題の洗い出しを行い、関係機関と連絡を取って対応を行ってきております。今現在、重層的支援体制整備事業の取り組みの対象とする支援ニーズはございませんけれども、アルコール等での体調不良の壮青年期における独居や、認知症のある親と引きこもりの子どもの世帯などそういうものを想定をしているところでございます。この支援の流れにつきましては、今画像に出しておりますけど、この支援のフォローが一つの例というふうになりますけれども、支援の流れにつきましては一例とな

りますが、相談の案件があり、一旦そこで支援会議を諮りまして、それが複雑化、複合化したケースであれば本人の同意の下、重層的支援会議に諮り、プランを作成、分野ごとに参加する各支援チームによる支援の実施を行うこととしております。

〔9番 原田一宏君〕現時点でもですね、各所管をそれぞれ横連携を取りながら一生懸命支援に取り組んでおられると思います。しっかりと組織だって仕組みづくりからやっていきましょう、やつていかなければならないというのがこの重層的支援体制整備だと私も考えております。続きまして、移行準備とはどのようなことをするのかですが。令和3年に久留米、津久見など42自治体で体制整備、移行準備自治体として234、令和4年に大牟田、八女、糸島、岡崎町、佐賀など134自治体でまた移行準備自治体が225、令和5年に189自治体で整備、体制整備、移行準備自治体が279、令和6年に364自治体で体制整備、移行準備自治体が206、令和7年これは6年10月の調査時点ですけども、武雄、上峰など473自治体で体制整備、移行準備自治体が189で、この中に県としては、唐津と有田が入っておりますが、重層的支援体制の整備ということで、とりあえずこれからというところで移行準備期間が始まった段階だと思いますが、町においては進んでいるのか、またどの程度進められているのか、そしてこれからその準備が整い、進められていく中で、どのような体制を目指しているのか、どういう支援体制が取られることになるのか、含めてお伺いをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕包括的な支援体制を整備するにあたり、重層的支援体制整備事業の実施を検討している市町村が同事業を円滑に開始できるよう必要な準備を行うことをこの移行準備事業ではその目的としているところでございます。具体的には地域住民を含む町庁舎の内外の幅広い関係者、関係機関との連携体制を構築するための取り組みや単独の支援機関では対応が難しい支援ニーズがある事例については支援機関の役割分担など全体に係る調整を行う他機関共同の取り組み、課題を抱えながらも支援が届いていない人など、本人とのつながりの形成に向けたアウトリーチ等を通じた継続的支援の取り組みを行うことというふうになっております。

〔9番 原田一宏君〕②番目、先行自治体との情報共有ということで、佐賀県内では、佐賀市や武雄市、上峰町が体制整備済みの自治体ですが、これら先進的に取り組んでいるほかの、県内ほかにも、県外にも他の自治体の数は多くあると思います。そういう自治体等はどういうふうにやっているのかとか、いろんな研究も多分しておられると思いますが、先進的に取り組んでいるところはどのような体制でやっているのか、事例をつかんで参考にされてはと思いますが、この

点どのようにお考えでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 ここにつきましては、担当レベルではございますけれども、県内での様々な研修に参加をし、他市町の取り組み状況など情報共有を行っております。ただし、市町村ごとに問題の在り方や取り組みの目的などの状況が異なってまいります。当町においては何があるのか、誰がいるのか、自分たちの町で何が必要なのかを考えていく必要があろうかといふうに思っております。

〔9番 原田一宏君〕 ということは、その事案に対して、事々に対して、個別にまたなんていですか、一方的な同じようなあれじやなくて、個別に対応していくことでよろしいですかね。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 そのように対応することになろうかというふうに思います。

〔9番 原田一宏君〕 続きまして、(3)番目、関係課、関係団体との連携についてですが、庁舎内では当然個別の重要な案件に対し所管として、いろいろな関係課が存在しているわけですが、結局なにか一つ問題が生じたらそこから派生して問題がどんどん広がっていくことになっていくだろうと考えます。一般的には社会福祉協議会、社協さんが個別に現場で対応されていると思いますが、役場の関係課では縦割りの組織での対応で重層的支援体制を作り上げていく上で町においてどの課がどのように参加することになっていくのでしょうか。また、役場内の横の連携というのはどのようにになっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 他市町では高齢者相談、障害者相談など、それぞれに担当課が異なりますけども、有田町では健康福祉課内に高齢者、障害、生活困窮、健康の窓口がまとまっており、子育て支援課も福祉保健センター内にあり、窓口はほぼ1箇所にまとまっていますので、連携が取りやすいというふうなメリットがございます。また住民環境課など各窓口で気になる方がいらっしゃいましたら健康福祉課の方に連絡を繋いで頂いて対応を行っており、連携は取れているというふうに考えております。

〔9番 原田一宏君〕 続きまして、役場内の体制と関係団体との連携ということで、まず、役場内の体制ですけども、この重層を整備することによって、今後関係する担当課の数が多くなっていくのではないかと思われますが、その所管担当課、それぞれの連携、各関係者、団体との連携でどのような体制、役場内で体制が作られていくのか、簡単でいいので具体的に説明していただけな

いでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 行政の各窓口や社会福祉協議会など各相談機関において、まず相談を受ける体制をとっています。またその後、ケース会議により情報を共有し、関係機関が連携を取れていると考えております。重層的支援体制整備事業において最初の入口となる相談業務は変わりませんが、その内容によって、複雑化、複合化した案件でその対応、対策が役場内の複数課にまたがるような場合であればこの重層的支援体制整備事業として取り扱うというふうになります。

〔9番 原田一宏君〕 主たる窓口は健康福祉課ということ。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 行政上ではあくまで健康福祉課になるかなというふうに思っております。

〔9番 原田一宏君〕 続きまして、関係団体との連携ということですね、民生委員さんや福祉系の団体の関係の方とか、そういう方もこの重層的支援体制の整備という点では絶対欠かせない存在になってくると思います。当然、社会福祉協議会と有田町との連携、その社協の役割、立場も非常に重要になってくるのではないか、これも重層的支援を支える、重層的支援を考える上で欠かせない存在であると思います。つまり、先程申しました現場対応されて一番関りが大きい社協さんと庁舎内のその体制との関り連携について、重層的支援体制の整備においては、社協の役割、役割分担あるいは関係、町との関係、町との関係という点はどのようになっていくでしょうか。ここが一番大事なところかなと思いますけども。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 重層的支援体制整備事業における社会福祉協議会との関係については、事業実施に向け委託業務の契約を取り交わしておりますのでアウトソーシング等を通じた継続的な支援事業で取り組んでいただくというふうになっております。また、地域づくりや地域活動に向けた支援についてもしっかりと進めていただいているので全体的には共同歩調を合わせながら、としながら、進めていきたいというふうに考えております。

〔9番 原田一宏君〕 やはり役場だけ、社協だけというのは対応はできるでしょうけども、協力して、今言われた、共同歩調をとってと言われましたので、そこら辺はやはり町、社協さん、本当、連携をとつてやつてほしいと思っております。またですね、こういうネットで見ますと、他の自治体では重要な要素としてもう一つ、重層推進員という言葉があったんですけども、そういう方がおられるみたいですが、この重層推進員を設置する考えはあるか、また設置するとしたら

どういう役割をする存在なのか、それについて説明があればお願ひをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 重層推進員については、おそらくCSW、コミュニティソーシャルワーカーの事だというふうに思われますけれども、その業務につきましては、高齢者や障害者、子育て中の方などの困りごとに対し、地域の方々や様々な関係機関、サービスと連携して問題を解決する、問題解決を支援する方というふうになっております。当町においては必要かどうかというのは今後検討をしていきたいというふうに考えております。

〔9番 原田一宏君〕 今言われたCSWですか、コミュニティソーシャルワーカー、そういう言葉が出てきましたけども、一般的に考えればその職責を考えれば民生委員さん的な感じかなと思いますけども、そう理解してよろしいですかね。また違うあれなのか、ちょっとわかりませんけども。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 意味合い的には重なる部分があるかなと思いますので、ほぼそういうふうな感じになるかなと思いますけれども、その方が入られて地域のもう一つのまとめ役みたいな関わりを、周りを、巻き込みというかですね、そういったものをしながら解決をされていくというふうな支援をされる方になりますので、そういったことかなというふうに思います。

〔9番 原田一宏君〕 わかりました。続きまして、（4）番目、重層的支援体制整備後、どのように変わらるのかですけども。重層的支援というものがしっかりした体制にできあがったとすれば具体的に何がどのように変わっていくのでしょうか。そこがこの整備後最も気になるところあります。変わるポイント。どういうふうに変わるか。具体的に説明をお願いしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 重層的支援体制整備事業も含め、様々な事業を活用し、包括的な支援体制を整備をしていきたいというふうに考えております。包括的な支援体制整備を構築することで、地域で日ごろから誰かがつながっていてお互いに気をかけ合い、ちょっとした助け合いもある。そして生活課題を抱えても日ごろのつながりで行政などへの機関へもつながる。そのような地域社会の形成を目指していきたいというふうに考えております。

〔9番 原田一宏君〕 表面化した課題しか見えなかつた、あるいはそれにしか支援ができなかつた、またはそれさえできなかつたという場合もあると思いますが、表面化した課題ばかりではなく、その奥に潜在的に、あるいは見えないところに本質的な課題があり、そこを解決しないと見えているところだけではいけない。それをしっかり支援できるようになること、これがまさに重層の

一番大事な意味であると思います。また、向こう3軒両隣とか、遠くの親戚より近くの他人という言葉もあるように、ご近所付き合いが当たり前だった状況から、最近はご近所づきあいも希薄になりつつあるので、日ごろの付き合いをもっと重視して、共に支える地域づくりを再構築していくかなければこの重層整備を側面から支える意味でも重要なことだと思いますので、私も含めいろんな方々がそういう意識を持たれ、年配の方は結構持ってらっしゃると思いますけど、若い方は個人主義と申しますか、まわりのことに対してご近所づきあいは希薄であると感じることもありますので、そこらへんも庁舎内、関係団体ばかりではなく、周知していかなければならぬ問題であると思っております。最後に、今後のスケジュールですが、一刻も早くこの重層的支援体制の整備これが進んで実効性のある支援が開始されることを望むわけですが、今はまだ移行準備期間ということで、今後どのようなスケジュールでこの体制が整っていくのか、どのように準備が進んでいくのか、今後の予定はどうなっているかをお伺いいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕 今年度、移行支援事業を実施しながら、また県のアドバイザー派遣事業などもございますので、そういうものを活用しながら課題の把握、必要な手段の検討、関係機関の情報共有方法など、総括的な支援体制整備に向け事業を実施していきたいというふうに考えております。重複しますけれども、今後は今年度の事業を踏まえ重層的支援体制整備事業を含め、様々な事業を活用しながら包括的な支援体制を推進していきたいというふうに思っております。

〔9番 原田一宏君〕 ありがとうございます。通告には答弁者町長とも書いておりました。重層全体として、町長の所見をお伺いをいたします。

〔今泉藤一郎議長〕 町長。

〔松尾町長〕 今回、議員が一般質問をこれ1本で絞られたぐらいやはり大きな課題であると思っております。やはり今、多様な暮らし方もあります。本当に課題問題も各家庭、それぞれ複合的かつ複雑化しております。そのような中でやはり重層的支援体制整備事業というのは非常に大事だとは思っております。当面の課題としてやはり福祉人材の確保というか、そちらの人材の確保というのは本当に大変で今介護、看護、ともに足りない状況でありますので、そこら辺のカバーをしっかりとしていきたいと思っております。議員からご指摘もありましたがやはり関係機関との連携体制を築くことが非常に重要だと思います。役場の縦割りの壁というのはあると思うんですけども、そこは役場という一つの組織の中でチーム連携は取りやすいと思います。また、パートナーであるであろう社会福祉協議会、社協さんともしっかりと連携をしながらやっていかないとい

けないと思います。それは各組織のそれぞれでやっていきますが、先程議員が最後におっしゃられたように、やはり地域コミュニティをしっかりと隣2～3軒のコミュニティもしっかりと保てるような行政としてもサポートしていきながら重層的支援体制整備事業をどうやって、複雑な社会なので進めていくかという課題はありますが、やはり社協さんとしっかりと連絡を取って進めていく事業だと思っております。

〔9番 原田一宏君〕先程申しました、知られたくないとか、なんていうですか、個人的に関わらないでほしいとか、そういう方も多分いらっしゃると思います。支援は難しいと思いますけども、やはりそこはきめ細やかな対応をぜひともしていってほしいと思います。財政面や組織面、先程、町長も言われたように人員面で、それが補強され、今後重層的支援体制整備事業が順調に進み、それが多くの町民の方に対してのよりよい福祉がもたらされるような、そのような町になってほしいと思いますので、是非ともよろしくお願ひいたします。重層的支援体制がしっかりと整って町内のいろんな面で困っている方に対し、本当の解決、根本的な解決につながる支援が届くような支援体制整備に努めていただくことをお願いして今日は13分残っておりますけども、皆さん、最後まで執行部、議員さん共々聞いていただきまして本当にありがとうございました。これで、私の一般質問を終わりたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕9番議員 原田一宏君の一般質問が終わりました。 10分間休憩いたします。

再開を14時35分といたします。

【休憩 14:23】

【再開 14:35】

〔今泉藤一郎議長〕再開します。 6番議員 樋渡徹君。

〔6番 樋渡徹君〕ただ今、議長の承認を得ましたので、一般質問をさせて頂きます。コロナの時に、一般質問がなかったんじゃなかったら、今日が30回目の一般質問になってたと思いまして、質問をいたします。まず1つ、森林整備について。2番目に、事業者と労働者についてという件で質問をいたしたいと思います。まず、森林整備についてですが、（1）として、昭和20年代後半から30年代についてだったと思いますが、拡大造林政策という国の政策がありまして、この当時、国から提供された杉とかヒノキの苗木が植林をやりなさいということで提供されていた事例があると思いますが、これが住居地の近くの山林まで植林された事例があると思います。そこでこの杉とかヒノキはですね、非常に上の方に伸びる性質がありまして、想定外に伸びた立木が

台風や大雨による倒木によって建物被害等が予想もされるということで、最近ですが、事前に伐採されているところも見受けられているところあります。そこでこの危険木の認定条件については、ただ今モニターに出していただいているように、立木の高さが立木と住宅等間の距離よりも高いという場合ですね、立木がAで建物までの距離がBだとしたときに、Aの方が大きいという場合だと思います。そこで、被害の、被害を防ぐための事前対策についてお尋ねをするわけですが、まず、こういった場所の実情の把握はなされているかをお尋ねしたいと思います。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 立木についてですけれども、県が策定する地域森林計画、森林簿に載っているもの以外は把握はしておりません。

〔6番 樋渡徹君〕 モニターに上げるのに間に合わなかったので、写真を用意したんですが、例えばこのような状況のところですね、いずれもこの立木が建物の大体で言いますと2倍ぐらいの高さになっているところですけども。一つの例ですと、これはすぐ近くの家の近くに立木が立っているように見えるんですけど、実はこの建物と最初の木までは写真ではちょっとわかりにくいくらいで10mから15mぐらいあります。あらかじめこれ危ないなと思われる方がそこの山林の所有者にこれ切っておいてくれませんかと言った時に、やはりいろいろな経済状況とかもありますので、うちでは切れないから好きなように切ってくださいと言われる事例とかですね、それから山林所有者が自分のところの山の木が家に倒れたら補償も大変だなということで、事前に切られた例が、この今お示しした写真2つです。このような場合にですね、森林環境譲与税というのが各市町村に交付されているわけですけども、今、今というか、有田町に譲与されたこの森林環境譲与税、令和元年から支給された例ですけども、元年から開始されていまして途中で事業例として間伐とかが主な主要用途だったと思いますけど、昨年の令和6年度ですね、6年度末の基金として残額があるわけですけども、1,715万9,030円ということで残っているわけですけども、この持ち家や近隣住宅を保護するために自費での伐採例、今申しあげましたように伐採例とか、それから森林環境税によっての伐採が実際、この使途にも該当するかどうかですね、これはどのようになりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 森林環境譲与税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、市町において間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備促進に関する施策に充てることとされております。種目が山林であることが前提

です。持ち家保護のために自費伐採に森林環境譲与税を充てることは種目が山林であり、人家裏の荒廃森林の除伐であれば検討の余地はありますが、譲与税の使途も現在計画をしている間伐事業と後継者育成に充てるといった優先順位があり、そこを考えると順位は低いと思われます。先程説明されました基金残高1,700万程ありますけれども、今年度また間伐を行いますので、また残高が減るという見込みであります。

〔6番 樋渡徹君〕この森林環境譲与税の使途についてはですね、地球温暖化防止抑制のために広葉樹の植栽も推奨されているわけですが、広葉樹苗木の配布などについての対策と立木の伐採後の植林の義務についてはどのようになっておりますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕現在計画している間伐事業も少ない譲与税を基金として積み立て、数年かかる事業に移行している状況ですので、議員がおっしゃる広葉樹苗木の配布は考えておりません。それと、あと、持ち家保護のための自費伐採後の立木の植林義務についてなんですけれども、これは町の森林整備計画に定める条件によっては、植林の義務が発生しますが、自宅そばの立木伐採事例に関してはおそらく義務は発生しないものと思われます。

〔6番 樋渡徹君〕思うに広葉樹も植栽が推奨されているという条項を見ますと、ちょっとなんかおかしいなという気もいたします。私としてはですね。（2）として、山林の譲渡についてですが、後継者のいない老人のみの世帯の問題として山林の保有者が山林の譲渡についての相談も増加傾向にはあると思います。実際相談もあったわけですけども。現状、購入した山林が将来の資産となるような状況ではないということは、今、山林を購入して伐採をして木材として出荷しても搬出等の経費がかなりかかるということで、場合によっては、場所によっては赤字になるところもあるわけですけども、そうはいっても山林をそのままほっておくわけにはいきませんので譲渡された側への固定資産税などの推奨される対策等がございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕税務課長。

〔空閑税務課長〕お答えします。まず、山林を所有している方が第三者に譲渡や売買などで所有権の移転があった場合は、新しく山林を所有することになった人につきましては固定資産税がかかることになります。ただ、この山林については、宅地などと違いまして、利用の用途が限られており、将来にわたって維持管理していくのも大変なため譲渡や売買などがなかなか難しいという問題があります。このため、山林を所有している側から見る場合はですね、このような問題を解決するための方法としまして、2つほど考えられます。まず、1つ目としましては、相続土

地国庫帰属制度を利用することです。この制度は自分が所有している土地を法務局に申請して国に帰属させる、つまり国に所有してもらうという制度になりますけど、この制度を利用するにあたり、申請できない土地や申請が認められた場合はですね、負担金が発生するなど一定の要件や制限があります。2つ目としましては、保安林制度を利用することになります。これは山林の所有者が保安林の申請をして、県などから保安林の指定を受ければ固定資産税が減免されるという措置があります。なお、この保安林に指定されるまでには様々な要件があります。ただ、今述べてきました方法で必ず解決するものではありません。それ以外にも方法があるかもしれませんけど、問題を解決するために先程述べました2つの方法についてそれぞれ関係する機関にお尋ねになってみるのもいいかと思います。

〔6番 樋渡徹君〕ちょっと確認ですが、保安林に指定された場合は税金は免除ですか。

〔今泉藤一郎議長〕税務課長。

〔空閑税務課長〕保安林に指定された場合は原則非課税という形になりますけど、全てが非課税になるわけではなく、移転条件になれば課税になる場合もありますので、税金はそういう。

〔6番 樋渡徹君〕その場合というのはわかりますか。

〔空閑税務課長〕先程言いました、保安林に指定を受けたら非課税になります。ただしですね、森林法の第41条の規定によりまして、保安施設地区というものに指定されると保安林という扱いではなく、課税になるということになります。

〔6番 樋渡徹君〕（3）ですが、戦後の、先程申しました拡大造林政策によって植林された人工林ももう既に50年から60年を超えているわけです。そこで外材が安価に輸入されているために国産木材の価格低迷が続き、手入れをされて来なかつた森林の伐採のために多額の譲与税が使われている状況になっております。この品種改良によって植林後30年で木材として伐採できるような苗木も既に開発はされているわけですが、現状の木材の今後の利用と新苗木の木材利用の計画あるいは見通し等は考えておられますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕農林課長。

〔江口農林課長〕町内的人工林の多くが伐期を迎えていることは承知しております。ただ、木材利用の計画は特に持っておりません。皆伐資材に出すとしてもほとんどが保安林であるため植林を行わなければならず、その後の維持管理までになると大きな赤字になると思われます。また、災害発生の危険性も考慮しながら今後は計画的な皆伐、植林、維持管理を行っていかなければならぬことは考えております。その際、佐賀県が開発した成長が早く強度に優れ花粉が少ない次世代杉、

サガシスギの定植を積極的に行うことは考えていきたいと思っております。

〔6番 樋渡徹君〕 (4) にいきたいと思います。森林の整備の担い手の育成も重要であり、森林環境税の使途の対象となっているという答弁がございました。森林の担い手の講習会などの募集ですね、募集もSNSで時々広告が出たりするんですけど、町は今、伊万里市の方に森林組合があって、町内での担い手育成の計画というのをございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 農林課長。

〔江口農林課長〕 伊万里有田地区には、先程もおっしゃいましたように、伊万里西松浦森林組合がありまして、有田町も賦課金を支出しております。町の多くの森林整備事業を森林組合に委託しておりますので、その中で職員労働改善のための補助金とか、高度な機械導入についても森林環境譲与税を活用し支援しているところです。また、伊万里有田地区森林林業協議会において、県内で唯一の森林環境科がある伊万里実業高校や森林担い手を希望するほか、高校生にも呼びかけて研修活動を実施しており、地域への定着を促しているところです。

〔6番 樋渡徹君〕 農業をやられている方でも森林も所有されている方は時間があるときに山の手入れもなさっていると思うんですけどもね、そういう時に事故を防ぐためにチェーンソーの使い方だとか、そういう講習会とかもしていただいたら事故が防げるとか、そういうことも思ったりするんですけども、なんかそういう計画をもし立てていただいたらいいなという私の持論でございます。大きい2番に移りたいと思います。外国人事業者と外国人労働者についてという件ですが、町内でも外国人事業者による事業所の買収や民家の購入実績が現実となりつつあります。実例としては、町内の造り酒屋さんや旧家が、古い家ですね、旧家が中国の方への販売実績があります。一時北海道の山林が広範囲に外国人に買収され、下流域に生活する住民に将来の飲み水問題等が心配されるということが話題になったことがありました。有田町では広範囲に土地が購入されるとかの同等の問題はないと思いますが、町としてこの売買を規制するなどの介入もできないということをお聞きしましたけども、まず、①として、町としての受け止めというか、このことについては何かありますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 お答えいたします。町としての受け止めはという非常に難しいご質問ではございますが、といいますのが、現状としましては、外国人によります土地、建物の購入には現状ですね、法的な制限とか規制はほとんどありませんで、外国人の個人、法人に関わらず日本国内の土地建物の取得は可能な状況にあります。これは世界どこを見てもですね、これは日本以外には

ないということあります。先程、議員さんがおっしゃられました町内の造り酒屋さんとか、旧家、中国の方があつたと。この事案につきましては、民と民との契約といいますか、売買契約ということでございますので、ここに行政がむやみに制限や規制をかけて介入することはできませんし、現に有田町内ですけれども、外国の方が土地建物を購入されて焼き物店をオープンされて頑張っておられる方とか、あと、宿泊施設を経営されてこちらも頑張っておられるという方もいらっしゃいます。外国の方が土地建物購入取得されるのがですね、全て悪いことではありませんが、規制がないということであればやはり土地の使途をやはり明確にして、そこに規制をかけていくということが必要ではないかと思ってます。今後、国の方でも外国人土地取得規制法案の法整備が進められているというようですので、その動向にも注視してまいりたいと考えているところです。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございます。町内のそういう事業をやっているところが外国人に購入されて、町内の方がそこで働いている。働く場を提供していただくということについては私も良いことだとは思うんですけど。ちょっと町長にお尋ねをいたしますが、企業誘致について営業活動をずいぶんされてたという報告をこの議会でもあったんですけど、外国企業もターゲットに入れて活動されるとかそういう考えとかはございますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕町長。

〔松尾町長〕国内外を問わずですね、検討する余地はあるかなと思っておりますが、やはり国内の企業であればある程度調べられることができますが、やはり海外に関しましてはハードルが高くなると思いますが、許容範囲を狭めることは私はないと思ってますので、重々検討する余地はあると思っております。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございます。図の4番目ですかね、日本国内への外国人の流入といいますか、住まわれる方がこのグラフによりますように、増加傾向にあるわけですね。そこで、次の図を出していただいてよろしいですか。町内で、その前に、すみません、現状、町内に在住の外国人の人数は把握なさってますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕住民環境課長。

〔淵住民環境課長〕住民基本台帳での数を申し上げます。有田町において令和7年4月1日時点で人口1万8,309人のうち在留外国人は20ヶ国228人です。平成27年4月1日時点では人口2万795人のうち在留外国人は12か国101人で、10年間でおよそ倍になっている状況です。また、令和7年4月1日の在留外国人228人のうち永住者や家族滞在、留学などを除

いて就労目的で在留が認められている外国人数は160人となっております。また、その男女比は男性76人、女性84人となっております。

〔6番 樋渡徹君〕200人を超えるような外国人が町内にも住んでおられるということですね。それで仕事のために来られている方というのは、タブレットに示してますけども、技能実習生というのがあって、彼らは一応滞在期間が限定されてまして、技能実習1号から3号まであるわけですけど。1号は1年間滞在、それから2号は、1年間の滞在期間中に試験を受けてパスしたらそこから2年間さらに延長できるということで最長3年間、この3年間の間に3号を取得したら、また2年間滞在が許されて最長5年間滞在できるという制度になっているみたいです。それで近年介護の方が不足しているということで、特定技能という資格もあってですね、こちらの方に試験を受けてパスしたら最長10年間、その後滞在期間を更新することで、終生日本に住めるというような制度になっているようです。今、国では外国人材の確保と育成、外国人労働者の権利保護を目的で、技能実習制度は2027年から30年までに育成労制度というふうに、こちらの制度に移行されているという見込みだという発表がなされています。廃止される理由はそこに記載しているとおりですけど。こういうことをちょっと踏まえてですね、先7月、何日でしたかね、ちょっと忘れましたが、伊万里市で外国人従業員による不幸な事件が起きました。加害者はわずか50m先の寮に住んでいたということでありましたけども、被害者家族との面識もなかったとのことでありました。町内でも外国籍労働者も増加傾向ですが、先に伊万里市で多文化共生というシンポが開かれております。その中で深浦市長がですね、7月に市内で起きた外国人技能実習生が逮捕された強盗殺人事件に触れて、市町が地域に住む外国人の情報を把握できる仕組みづくりを訴えられております。国によって生活文化が違うこともあって外国人が生活上のルールを守らないと指摘されることについてそういう問題があるわけすけども。彼らはですね、守らないのではなく知らないケースが多くて、注意をすれば改善しているということで公表がなっております。事例ではありますけども、舞原区ですね、住民の方が定期的に地区内に住む外国籍の住民に食事会を開催されておりました。そういうふうにお聞きしてますけども、会の名称は「この指とまれ」というそういう名称だったと思います。それを主導されてた方が今はちょっと町外に転居されたということで、今はなされていないということでお聞きしているんですけど、町内にも女子が多数と思われますが、高卒ぐらいの若い世代が技能実習生として働いておられると思いますけど、生活面でも不安なことが多いと思います。これらは有意義な交流と思うところでありますけども、これらに類するような町としての居住状況とか、地域内でのコミュニティですね、

人的交流の状況の把握はなさってますでしょうか。

〔今泉藤一郎議長〕 総務課長。

〔川原総務課長〕 それでは先に総務課からお答えいたします。地域コミュニティの関わりについてなんですけれども、これまで地区の区長さんや総区長さん方から外国人住民の方に対する相談や報告等は特に寄せられていないように思います。日本の文化や生活習慣などについての研修や周知が派遣団体や勤務されている事業所等によって十分になされているのではないかと思っているところです。議員さんにご紹介頂いたような地域との交流を積極的に行って頂いたことはさらに日本文化や地域に深く触れ合う機会になられたものと思っております。町内の外国人の居住状況を見ますと同じ国から複数の同年代の方々が来日され共同生活をされているように見受けられます。また、近年はＳＮＳが発達し日本の地方に居ながらも母国の家族や友人と簡単につながることができ、また、世界の情報や映像等にも触れることができるため昔のように孤立する方は少ないのでないかと思っているところです。そのような中で町では今年の5月に佐賀県国際交流協会の協力を得て、町内事業所の外国人実習生を対象に通訳を交えた体験型防災セミナーを実施しております。このセミナーでは防災情報の入手方法や避難場所の確認、避難のタイミング等について、また、伊万里警察署から同時通訳を介した110番通報のデモンストレーションを行っていただき、日本語が分からなくても母国語で助けを求めることができるという安心を感じてもらったところです。このセミナーには実習生の居住地区の区長さんにも参加していただき、良好な関係が築かれているなど感じているところです。ただ、概ね3年から5年等の実習期間また地区の役員さんもほとんどが2年毎に交代されている中で言葉の壁もあるため地域に溶け込んだ交流を継続していることはなかなか難しい面もあるとは思いますけれども、事業所の方が間に入っていて、良好な関係性が作られているからこそ大きな問題も起きていないのではないかと考えているところです。

〔今泉藤一郎議長〕 商工観光課長。

〔堀江商工観光課長〕 議員さんからのご質問ですね、先程、9番議員さんからもご質問があったご近所づきあいというところでですね、やはり外国人労働者の方とですね、その方を雇用されている事業所等の地域の連携といいますか、面識作りですね、まずそちらの方を最優先にやっていく必要があるのかなと思っております。あと、商工観光課、国際交流を担当しておりますので、その事例になりますけれども、昨年11月になります、陶都有田国際交流協会主催で、町内在住の外国人向けの「町内英語ツアーコチラを開催したところです。事業所の方にはその参加の案内

を持参しましてお願いをしたところです。また、昨年の12月に有田町の婦人会によります町内在住の外国人向けのワールドカフェと、親睦を深める交流というところで開催というところで進めておりましたが、こちら残念ながらちょっと都合によりちょっとキャンセルになったところが、経緯があります。そのほか、商工観光課の方に国際交流員が1名配属されておりますので、その方が外国人の方、転入手続きのサポートであったり、日本語教室を開催するなどの対応を行っているところです。地域の方にですね、ちょうど質問と言いますか、確認をしましたところ町民スポーツ大会とか、町の行事にお声かけをしているという地区もあるようですので、今後においては先ほど申し上げました面識の方をですね、行政はもちろんなんすけども、地域と事業所とそういうところで面識作りの方が重要になってくるかと思っております。

〔6番 樋渡徹君〕ありがとうございました。先程、紹介しました「この指とまれ」という食事会みたいなことですね。それをお世話されている方が地域の高齢者とかにも声をかけて、あなたたちも食事においてよみたいな感じで声掛けをされていたそうですが、その外国の方とのやり取りとかが今町でもやられている通いの場とかサロンとかされていると思いますけど、フレイル予防というそういう意味でも大変役に立ってたんじやないかということもちょっとお聞きしましたので、町でもなんかそういった支援ができたらなというふうに思うわけですけども、そのことについてはどうでしょうかね。特にありませんか。検討をお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕すみません、健康福祉課長からいいですか。健康福祉課長。

〔福山健康福祉課長〕フレイルに関しましては、基本的に高齢者の方の運動機能の向上のために通いの場の方をさせていただいております。そういう観点からのちょっとお答えになりますけれども以上になります。

〔6番 樋渡徹君〕若い外国人の方とね、日本語を教えたりとか、そこの出身のところの料理を作つていただいて、東南アジアが多いと思いますけど、とにかく向こうの方が作られる料理は非常に辛くて香辛料を10分の1ぐらいにしても、まだとても辛くてみたいなことがあったとか、そういう話をお聞きしたんですけど、とにかく楽しくやっていたよということをお聞きしましたので、ぜひなんかそういうことも再び実現できたらいいかなと思います。時間がちょっとなくなりましたけど、これはちょっと上げていなかったんですけど、最後に、令和8年の4月、来年の4月からですね、道交法が改正されて、自転車が軽車両扱いになるということで、罰金制度が、罰金が科せられることになるということになるそうです。そこで、外国人の方は、日本に来られているそういう研修生の方は技能実習と特定技能の在留資格で働く外国人は8割超が母国に仕送りをし

ていることが厚労省の調査で分かったという記事がありました。他の在留資格よりも突出して多くですね制度が出稼ぎに利用されている実態が明らかになっているわけですけど、厚労省が2024年の外国人雇用実態調査としてこれは29日に公表されています。2024年9月末、昨年ですね、9月末時点の状況については、全国の3,623事業所と1万1,568人の労働者から回答、有効な回答を得たということで、これは正しいことだろうと思います。それで母国への仕送りについて、今回初めて尋ねたところ、全体では54.8%が仕送りをしていた。在留資格別では開発途上国への技能移転を目的とした技能実習が83.5%、人手不足の分野で外国人を労働者として受け入れる特定技能が81.6%と突出していたとありました。情報ではですね、技能実習生の手取りは諸経費とかが引かれて大体10万円ぐらいの手取りらしいんですね。そこでお願いと言いますか、何ですけど、出身国への仕送りが目的な実習生も多くと思われますが、日本語がよくわからないであろう彼らが認識不足ですね、違反罰則金を払わなくていいように経営者側より十分な説明をしていただくような行政からの広報、あるいは通達は可能かどうかお願いというか、をいたします。通告に上げていなかったので要望ですが、答弁ができましたらよろしくお願いします。

〔今泉藤一郎議長〕通告外でございますので、質問の中でのご意見ということで執行部聞いておりますので、後の対応は議会休会中にでも執行部の方から回答を求めるようにお願いいたします。

〔6番 樋渡徹君〕わかりました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

〔今泉藤一郎議長〕6番議員 樋渡徹君の一般質問が終わりました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

【散会15:15】